

平成31年第1回(3月)三郷町議会
定例会・会議録(第1号)

招 集 年 月 日	平 成 3 1 年 3 月 5 日																						
招 集 場 所	三 郷 町 議 会 議 場																						
開 会 (開 議)	平成31年3月5日 午前9時28分宣告(第1日目)																						
出 席 議 員	<table> <tr> <td>1番 神 崎 静 代</td> <td>2番 久 保 安 正</td> </tr> <tr> <td>3番 南 真 紀</td> <td>4番 兼 平 雄 二 郎</td> </tr> <tr> <td>5番 先 山 哲 子</td> <td>6番 佐 野 英 史</td> </tr> <tr> <td>7番 木 谷 慎 一 郎</td> <td>8番 辰 己 圭 一</td> </tr> <tr> <td>9番 深 木 健 宏</td> <td>10番 伊 藤 勇 二</td> </tr> <tr> <td>11番 高 岡 進</td> <td>12番 下 村 修</td> </tr> <tr> <td>13番 山 田 勝 男</td> <td></td> </tr> </table>	1番 神 崎 静 代	2番 久 保 安 正	3番 南 真 紀	4番 兼 平 雄 二 郎	5番 先 山 哲 子	6番 佐 野 英 史	7番 木 谷 慎 一 郎	8番 辰 己 圭 一	9番 深 木 健 宏	10番 伊 藤 勇 二	11番 高 岡 進	12番 下 村 修	13番 山 田 勝 男									
1番 神 崎 静 代	2番 久 保 安 正																						
3番 南 真 紀	4番 兼 平 雄 二 郎																						
5番 先 山 哲 子	6番 佐 野 英 史																						
7番 木 谷 慎 一 郎	8番 辰 己 圭 一																						
9番 深 木 健 宏	10番 伊 藤 勇 二																						
11番 高 岡 進	12番 下 村 修																						
13番 山 田 勝 男																							
欠 席 議 員	な し																						
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	<table> <tr> <td>町 長</td> <td>森 宏 範</td> </tr> <tr> <td>教 育 長</td> <td>池 田 朝 博</td> </tr> <tr> <td>総 務 部 長</td> <td>加 地 義 之</td> </tr> <tr> <td>住 民 福 祉 部 長</td> <td>大 西 孝 浩</td> </tr> <tr> <td>こども未来創造部長</td> <td>窪 順 司</td> </tr> <tr> <td>環 境 整 備 部 長</td> <td>西 村 敦 司</td> </tr> <tr> <td>水 道 部 長</td> <td>酒 田 昌 和</td> </tr> <tr> <td>教 育 部 長</td> <td>渡 瀬 充 規</td> </tr> <tr> <td>会 計 管 理 者</td> <td>清 水 信 義</td> </tr> <tr> <td>総 務 課 長</td> <td>安 井 規 雄</td> </tr> <tr> <td>企 画 財 政 課 長</td> <td>辰 巳 政 行</td> </tr> </table>	町 長	森 宏 範	教 育 長	池 田 朝 博	総 務 部 長	加 地 義 之	住 民 福 祉 部 長	大 西 孝 浩	こども未来創造部長	窪 順 司	環 境 整 備 部 長	西 村 敦 司	水 道 部 長	酒 田 昌 和	教 育 部 長	渡 瀬 充 規	会 計 管 理 者	清 水 信 義	総 務 課 長	安 井 規 雄	企 画 財 政 課 長	辰 巳 政 行
町 長	森 宏 範																						
教 育 長	池 田 朝 博																						
総 務 部 長	加 地 義 之																						
住 民 福 祉 部 長	大 西 孝 浩																						
こども未来創造部長	窪 順 司																						
環 境 整 備 部 長	西 村 敦 司																						
水 道 部 長	酒 田 昌 和																						
教 育 部 長	渡 瀬 充 規																						
会 計 管 理 者	清 水 信 義																						
総 務 課 長	安 井 規 雄																						
企 画 財 政 課 長	辰 巳 政 行																						

行政委員	選挙管理委員会委員長	田 淵 友 一
	公平委員会委員長	藤 原 佑 二
	代表監査委員	瓜 生 英 明
	農業委員会副会長	岡 田 哲 夫
本会議の職務のため出席した者の職氏名	議会事務局 長	大 内 美 香
	議会事務局 主事	大 野 真 奈
町長提出議案の題目	同意第 1 号	副町長の選任につき同意を求めることについて
	同意第 2 号	固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
	同意第 3 号	教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
	同意第 4 号	固定資産評価審査委員会の補欠委員の選任につき同意を求めることについて
	同意第 5 号	監査委員の選任につき同意を求めることについて
	諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
	諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
	承認第 1 号	平成30年度三郷町一般会計補正予算（第6号）の専決処分について
	議案第 1 号	平成30年度三郷町一般会計補正予算（第7号）
	議案第 2 号	平成30年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
	議案第 3 号	平成30年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）
	議案第 4 号	平成30年度三郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
	議案第 5 号	平成31年度三郷町一般会計予算
	議案第 6 号	平成31年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
	議案第 7 号	平成31年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計予算
	議案第 8 号	平成31年度三郷町国民健康保険特別会計予算
	議案第 9 号	平成31年度三郷町介護保険特別会計予算
議案第 10 号	平成31年度三郷町後期高齢者医療特別会計予算	
議案第 11 号	平成31年度三郷町下水道事業会計予算	
議案第 12 号	平成31年度三郷町水道事業会計予算	
議案第 13 号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	
議案第 14 号	三郷町観光施設整備基金条例の一部改正について	
議案第 15 号	三郷町立小学校、中学校及び幼稚園の設置に関する条例の一部改正について	
議案第 16 号	三郷町立学校の体育施設開放に関する条例の一部改正について	
議案第 17 号	三郷町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	

平成 3 1 年 第 1 回 (3 月)
三 郷 町 議 会 定 例 会 議 事 日 程 (第 1 号)

平成 3 1 年 3 月 5 日
午 前 9 時 2 8 分 開 議

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 同意第 1 号 副町長の選任につき同意を求めることについて
- 第 4 同意第 2 号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
- 第 5 同意第 3 号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 第 6 同意第 4 号 固定資産評価審査委員会の補欠委員の選任につき同意を求め
ることについて
- 第 7 同意第 5 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 8 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第 9 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第 1 0 承認第 1 号 平成 3 0 年度三郷町一般会計補正予算 (第 6 号) の専決処分
について
- 第 1 1 議案第 1 号 平成 3 0 年度三郷町一般会計補正予算 (第 7 号)
- 第 1 2 議案第 2 号 平成 3 0 年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 1 3 議案第 3 号 平成 3 0 年度三郷町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 1 4 議案第 4 号 平成 3 0 年度三郷町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2
号)
- 第 1 5 議案第 5 号 平成 3 1 年度三郷町一般会計予算
- 第 1 6 議案第 6 号 平成 3 1 年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 第 1 7 議案第 7 号 平成 3 1 年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計予算
- 第 1 8 議案第 8 号 平成 3 1 年度三郷町国民健康保険特別会計予算
- 第 1 9 議案第 9 号 平成 3 1 年度三郷町介護保険特別会計予算
- 第 2 0 議案第 1 0 号 平成 3 1 年度三郷町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 2 1 議案第 1 1 号 平成 3 1 年度三郷町下水道事業会計予算
- 第 2 2 議案第 1 2 号 平成 3 1 年度三郷町水道事業会計予算
- 第 2 3 議案第 1 3 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

- 第 2 4 議案第 1 4 号 三郷町観光施設整備基金条例の一部改正について
- 第 2 5 議案第 1 5 号 三郷町立小学校、中学校及び幼稚園の設置に関する条例の一部改正について
- 第 2 6 議案第 1 6 号 三郷町立学校の体育施設開放に関する条例の一部改正について
- 第 2 7 議案第 1 7 号 三郷町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 第 2 8 議案第 1 8 号 三郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について
- 第 2 9 議案第 1 9 号 三郷町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について
- 第 3 0 議案第 2 0 号 三郷町子ども医療費助成条例の一部改正について
- 第 3 1 議案第 2 1 号 三郷町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正について
- 第 3 2 議案第 2 2 号 三郷町心身障害者医療費助成条例の一部改正について
- 第 3 3 議案第 2 3 号 三郷町下水処理施設設置条例の一部改正について
- 第 3 4 議案第 2 4 号 三郷町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について
- 第 3 5 議案第 2 5 号 三郷町ふるさと基金条例の廃止について
- 第 3 6 議案第 2 6 号 平成 3 0 年度北垣内地区道路築造工事（社会資本総合整備事業）工事請負変更契約の締結について
- 第 3 7 議案第 2 7 号 三郷町公共下水道施設を斑鳩町住民の利用に供することについて
- 第 3 8 議案第 2 8 号 斑鳩町公共下水道施設を三郷町住民の利用に供することについて
- 第 3 9 報告第 1 号 平成 3 0 年度三郷町立野地域し尿処理場改修工事請負契約の契約金額変更に係る専決処分の報告について
- 第 4 0 報告第 2 号 寄附の受け入れについて
- 第 4 1 提案理由の説明
- 第 4 2 発議第 1 号 1 0 月からの消費税 1 0 % の中止を求める意見書
- 第 4 3 発議第 2 号 憲法第 9 条の改憲に反対し、憲法を生かす政治の実現を求める意見書
- 第 4 4 一般質問

開 会 午前 9 時 2 8 分

〔開会宣告〕

議長（山田勝男） 皆さん、おはようございます。

それでは、地方自治法第 1 1 3 条の規定に基づく定足数に達しておりますので、ただいまより、平成 3 1 年第 1 回三郷町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

〔町長招集の挨拶〕

議長（山田勝男） 町長から招集の挨拶がございます。森町長。

町長（森 宏範）（登壇） おはようございます。

本日、三郷町告示第 4 号によりまして、平成 3 1 年第 1 回三郷町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多忙の中、早朝よりご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、本定例会に提出いたします議案は、同意案件 5 件、諮問案件 2 件、承認案件 1 件、議決案件 2 8 件、報告案件 2 件の計 3 8 件であります。

どうか慎重審議賜りますようお願い申し上げ、招集の挨拶とさせていただきます。

〔会議録署名議員の指名〕

議長（山田勝男） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、三郷町議会会議規則第 1 2 7 条の規定により、2 番、久保安正議員、3 番、南 真紀議員を指名します。

〔会期の決定〕

議長（山田勝男） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 3 月 1 5 日までの 1 1 日間にした
いと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山田勝男） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 3 月 1 5 日
までの 1 1 日間に決定いたしました。

〔議案朗読〕

議長（山田勝男） 次に、日程第 3、「同意第 1 号、副町長の選任につき同意を求める
ことについて」から日程第 4 0、「報告第 2 号、寄附の受け入れについて」までを

一括議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局書記（大野真奈） 朗読いたします。

日程第 3 同意第 1 号 副町長の選任につき同意を求めることについて

日程第 4 同意第 2 号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

日程第 5 同意第 3 号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

日程第 6 同意第 4 号 固定資産評価審査委員会の補欠委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 7 同意第 5 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 8 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第 9 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第 10 承認第 1 号 平成30年度三郷町一般会計補正予算（第6号）の専決処分について

日程第 11 議案第 1 号 平成30年度三郷町一般会計補正予算（第7号）

日程第 12 議案第 2 号 平成30年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第 13 議案第 3 号 平成30年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第 14 議案第 4 号 平成30年度三郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第 15 議案第 5 号 平成31年度三郷町一般会計予算

日程第 16 議案第 6 号 平成31年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

日程第 17 議案第 7 号 平成31年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計予算

日程第 18 議案第 8 号 平成31年度三郷町国民健康保険特別会計予算

日程第 19 議案第 9 号 平成31年度三郷町介護保険特別会計予算

日程第 20 議案第 10 号 平成31年度三郷町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 21 議案第 11 号 平成31年度三郷町下水道事業会計予算

- 日程第 2 2 議案第 1 2 号 平成 3 1 年度三郷町水道事業会計予算
- 日程第 2 3 議案第 1 3 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 4 議案第 1 4 号 三郷町観光施設整備基金条例の一部改正について
- 日程第 2 5 議案第 1 5 号 三郷町立小学校、中学校及び幼稚園の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 6 議案第 1 6 号 三郷町立学校の体育施設開放に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 7 議案第 1 7 号 三郷町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 8 議案第 1 8 号 三郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 9 議案第 1 9 号 三郷町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 0 議案第 2 0 号 三郷町子ども医療費助成条例の一部改正について
- 日程第 3 1 議案第 2 1 号 三郷町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正について
- 日程第 3 2 議案第 2 2 号 三郷町心身障害者医療費助成条例の一部改正について
- 日程第 3 3 議案第 2 3 号 三郷町下水処理施設設置条例の一部改正について
- 日程第 3 4 議案第 2 4 号 三郷町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 5 議案第 2 5 号 三郷町ふるさと基金条例の廃止について
- 日程第 3 6 議案第 2 6 号 平成 3 0 年度北垣内地区道路築造工事（社会資本総合整備事業）工事請負変更契約の締結について
- 日程第 3 7 議案第 2 7 号 三郷町公共下水道施設を斑鳩町住民の利用に供することについて
- 日程第 3 8 議案第 2 8 号 斑鳩町公共下水道施設を三郷町住民の利用に供することについて
- 日程第 3 9 報告第 1 号 平成 3 0 年度三郷町立野地域し尿処理場改修工事請

負契約の契約金額変更に係る専決処分の報告について

日程第40 報告第 2号 寄附の受け入れについて

以上でございます。

〔提案理由の説明〕

議長（山田勝男） 日程第41、ただいまの朗読の議案について、提案理由の説明を求めます。森町長。

町長（森 宏範）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきまして、本定例会に提出いたしました各議案の説明に入ります前に、平成31年度予算編成方針について私の所信を申し上げ、議員各位のご理解を賜りたいと思います。

国内の経済情勢は、GDPが名目・実質ともに過去最大規模に拡大し、企業収益は過去最高を記録するとともに、就業者数の増加、賃上げなど、雇用・所得環境は大きく改善し、経済の好循環は着実に回りつつあります。このような中、国におきましては、引き続き「経済再生なくして財政健全化なし」を基本に、人づくり革命と生産性革命を両輪として、希望出生率1.8、介護離職ゼロを一体的に推進し、生涯現役社会の実現、国土強靱化、女性の活躍、働き方改革などの推進により、誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる、一億総活躍社会の実現を目指すこととしております。

このような情勢の中、本町におきましても、町民の皆様が安全で安心して暮らせる住みよいまちづくりを目指して、町政を推進しているところであります。

改めて平成30年度を振り返りますと、長年の課題でありました中学校の建替事業は、多くの方のご協力によりまして、本年度中に工事が完了し、このたび落成式を迎える運びとなりました。また、防災対策、教育ICTの推進、保育料第2子無償化の実施、フレイル健診の実施、童謡のまち宣言など、議員各位の多大なるご理解とご協力のもと、一歩ずつ着実に各種事業を進めることができました。

新年度におきましても、三郷町をもっともっとすばらしいまちにしていきたいという強い思いを胸に、「輝きと安らぎのあるまち」のさらなる発展を目指してまいります。

また、近年、地球温暖化の影響により、災害が頻発し、激甚化する傾向にあり、地球環境問題への対応は待ったなしの状況であります。このことから、昨年8月の子ども議会におきまして、SDGs環境未来都市宣言を行ったところであります。

す。

誰一人取り残さない社会の実現を目指し、環境対策事業を積極的に推進し、「人にもまちにもレジリエンスな環境未来都市の実現」をスローガンに掲げ、未来への投資予算として編成いたしました新年度予算は、防災対策を初め、あらゆる場面で環境に配慮した予算として編成いたしました、平成31年度一般会計予算の規模は81億3,000万円となりました。

前年度では中学校建替事業があったことから、前年度比では13億5,000万円、14.2%の減となったものであります。

それでは、これより新年度予算における主要な施策の内容についてご説明申し上げます。議員各位のご理解を賜りたいと思います。

まず初めに、将来の三郷町のあるべき姿を見据えたスマートシティ構想であります。まちが主体となって町全体をカバーする地域BWAを構築し、防犯、防災や教育、農業振興、福祉サービスなど、さまざまな地域課題を解消するため、広範なデータを活用して、サービスを提供するスマートシティSANGO BWA構想を検討してまいります。

続きまして、防災対策であります。

一昨年10月に発生した台風21号による大雨の影響により、本町においても甚大な被害が発生いたしました。そこで、今後の災害対策として、台風などの雨水による浸水被害を最小限にとめるため、内水対策事業として予備設計及び一部対策工事を計上いたしました。また、倒壊の危険性のあるブロック塀の撤去や、災害時など停電に対応するための非常用電源の整備費用、また、平成30年度に全面的に見直しを行った地域防災計画に基づき、災害時における職員マニュアルの作成やハザードマップの更新等を行う経費を計上いたしました。

次に、子育て支援の充実であります。

西部保育園につきましては、子育て世代の方々に必要な保育サービスを今後も安定的、継続的に提供していくため、よりよい保育環境の実現に向けて、総合的に検討を重ねてまいります。また、核家族化や就業する女性の増加に伴う保育の需要の増加に対応するため、小規模保育所等を設置する事業者への補助や、体調に不安のある子どもをケアするだけでなく、女性の就労を支援するため、近隣町で連携して、病児保育所を設立するための経費を計上いたしました。また、発達障害の子どもや、そのご家族を支援するため、巡回支援や療育体験教室の実施、

産後うつや新生児への虐待予防などを図るため、産婦の健康診査に係る費用を助成することといたしました。

次に、地方創生による雇用の創出を念頭に、C C R C 構想及びテレワークのさらなる推進に向けて、奈良サテライトオフィス35の運営経費を計上いたしました。また、耕作放棄地の再生や農業の担い手の確保、女性・高齢者等の雇用促進、N P O 法人に対する支援など、農業を主体とした地域活性化に向けた取り組みに対する関連予算も計上いたしました。

次に、生活環境対策であります。

町民の皆様の生命や財産を守る上で必要不可欠な防犯設備として、平成28年度から、町内各所へ防犯カメラを設置したところではありますが、本年度につきましては、町内全域での安全をより一層確保するため、走る防犯カメラとして、全ての公用車にドライブレコーダーを設置することといたしました。また、地域における自主的な防犯活動として、防犯カメラを設置していただける自治会や自主防犯組織等に対しましても、設置費用の一部を補助する経費を本年度も計上いたしました。

続きまして、健康福祉対策であります。

高齢者が健康で充実した毎日を過ごしていただけるよう、健康な状態と日常生活でサポートが必要な介護状態の間である、いわゆるフレイルを早期に発見し、適切な食事や運動をすることで健康な状態に戻すことを目的に、社会福祉協議会と連携しながら、フレイル健診を実施する経費を計上いたしました。

また、女性の働き方改革を推進するため、女性の就労を推進・支援するためのセミナーなどを開催するとともに、風疹等の感染拡大を未然に防ぐため、麻疹風疹混合ワクチンの予防接種を定期接種化するための経費を計上いたしました。

次に、本年10月に予定されている消費税・地方消費税の引き上げによる低所得者、子育て世帯の消費に与える影響を緩和し、地域における消費を喚起することを目的に、プレミアム付商品券を発行するための経費を計上いたしました。

続きまして、観光振興対策であります。

一昨年から本町と香芝市、王寺町、大阪府柏原市の2市2町で広域連携事業として計画的に進めております、龍田古道を中心とした観光ルートとして整備するとともに、日本遺産登録を目指し、柏原市との連携により、プロモーションを兼ねたウォーキングアプリの配信から、現実（リアル）の旅行へ誘導する3幸プロ

ジェクトに係る経費を計上いたしました。

また、特産品を使った食の開発や農産物の販売ルートの開拓・拡大などから農のブランド化を図り、その魅力をプロモーションすることで観光へもつなげるため、農業の活性化や地域産業の振興へ寄与する食と農と観光ブランディング事業を展開してまいります。

続きまして、教育振興であります。

子どもたちの熱中症対策や授業に集中できる環境を整えるため、カーボン・マネジメント強化事業の補助金を活用し、両小学校に空調設備を導入するための費用を計上いたしました。

また、子ども達の情報活用能力を育成するため、ICT機器を導入してまいりましたが、本年度は、さらなる有効活用を図るため、タブレットや電子黒板の相互通信を可能とするシステムや遠隔授業システムの構築、また、小中一貫教育を推進するため、小中学校間の連携を図る手段として、テレビ会議システムを構築するための経費を計上いたしました。

次に、文化振興・生涯学習の充実であります。

昨年4月に童謡のまち宣言を行いました。今後も文化の風薫るまちとして町民の皆様にもしっかりと根づくよう、また、童謡を通じて心が安らぐまちづくりを目指し、本年度も所要の経費を計上いたしました。

また、カーボン・マネジメント強化事業補助金を活用し、図書館に空調設備やLED照明を導入するための費用を計上いたしました。

また、毎年、大変好評をいただいております龍田大社での風音祭を本年度においても実施するための経費を計上したところであります。

最後に、これまでもごみの減量化・資源化、CO₂の削減に向けた取り組みなど、さまざまな事業を展開してまいりましたが、本年度はさらにカーボン・マネジメント強化事業、クールチョイス普及啓発事業、乗合タクシーの電気自動車導入、電動バイクの購入、省エネエアコンの設置、各種印刷物のエコマーク認定商品への変更等、全ての部署において環境に配慮した予算を一から検討し、計上したところであります。

続きまして、特別会計について説明申し上げます。

まず、住宅新築資金等貸付事業特別会計予算であります。1,198万2,000円で、前年度比16.7%の減とするものであります。平成17年度から、

奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合において、事務処理の効率化を図り、本事業の貸付金回収を進めているところでありますが、今後も同組合と連携し、回収の強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、し尿浄化槽管理特別会計予算であります。298万円で、前年度比2%の増とするものであります。公共下水道が未整備となっている三室地区の一部と新惣持寺地区の浄化槽管理に係る予算を計上したものであります。

次に、国民健康保険特別会計予算であります。23億9,715万2,000円で、前年度比9.1%の減とするものであります。昨年度からの県単位化に伴い、予算編成が大幅な変更となりましたが、今後も増加する医療費に対応できるよう、予防保健の充実を図りつつ、本会計の安定運営に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、介護保険特別会計予算であります。保険事業として18億9,726万6,000円、また、サービス事業として516万1,000円の、合わせて19億242万7,000円で、前年度比5.6%の減とするものであります。誰もが住みなれたまちで介護サービスが受けられ、安心して暮らせるよう、介護給付及び介護予防事業を引き続き実施してまいります。

次に、後期高齢者医療特別会計予算であります。3億6,829万2,000円で、前年度比0.1%の増とするものであります。医療保険制度の状況を注視しつつ、奈良県後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、今後も適正な事務の運営に努めてまいります。

次に、下水道事業会計についてであります。

まず、収益的収入といたしまして、下水使用料収益などで7億8,409万2,000円を計上するとともに、収益的支出では人件費、施設の維持管理費など、経常的な経費といたしまして6億7,018万5,000円を計上いたしました。

次に、資本的収入といたしまして、分担金や他会計補助金などで3億8,373万6,000円を計上するとともに、資本的支出では、建設改良費や流域下水道建設費負担金などで5億5,600万5,000円を計上したところであります。勢野東、勢野西地区で事業を実施し、公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図り、快適で住みよい魅力ある地域社会を築くため、事業を行ってまいります。

最後に、水道事業会計についてであります。

まず、収益的収入といたしましては、水道事業収益で6億4,692万2,000円を、また、収益的支出で人件費を初め、県営水道受水費など、経常的な経費といたしまして7億3,433万6,000円を計上いたしました。

次に、資本的収入では、給水分担金、水質改善下水道事業に伴う配水管布設替工事負担金などで3億4,369万7,000円を、また、資本的支出といたしまして、建設改良費、企業債償還金などで4億2,222万5,000円を計上いたしました。

本年度は県水100%への完全移行という節目の年を迎えます。また、水道事業計画は5年を経過することから、計画内容の見直しも含めて、基本理念であります「安心と安全で未来へつなぐ三郷の水」の実現に向けて、適切に事業を実施してまいります。

以上が平成31年度予算の概要であります。

それでは、ここからは新年度予算関係以外の議案等に関しまして、順を追ってご説明申し上げます。

まず初めに、「同意第1号、副町長の選任につき同意を求めることについて」であります。

本案につきましては、平成22年9月から2期8年の長きにわたり副町長の職務を遂行された梶井博之氏が昨年9月23日付をもって退任され、現在、欠員となっていることから、現教育長の池田朝博氏を新たに副町長として任命いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

池田氏におかれましては、昭和58年に本町に奉職され、以来、総務部長等を歴任、平成29年3月からは教育長として、教育行政の発展に尽力されており、人格が高潔で、行政に関して幅広い知識とすぐれた識見を有しておられることから適任であると考え、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

続きまして、「同意第2号、固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて」であります。

本案につきましても、前副町長で固定資産評価員の職務を遂行していただいた梶井博之氏の退任に伴い、副町長として就任予定の池田朝博氏を新たに固定資産評価員として任命いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

池田氏におかれましては、先ほどもご説明申し上げましたが、税務課長補佐、

総務部長として税務行政を統括され、固定資産に関する豊富な知識と経験を有されておられることから適任であると考え、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

続きまして、「同意第3号、教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」であります。

本案につきましては、平成29年3月から教育長の職務を遂行された池田朝博氏が本年3月31日付をもって辞任され、副町長に就任される予定であることから、新たに大西孝浩氏を教育長として任命いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

大西氏におかれましては、昭和58年に本町に奉職され、以来、総務課長等を歴任、現在は住民福祉部長の要職にあり、人格が高潔で、行政に関して幅広い知識とすぐれた識見を有しておられることから、教育長として適任であると考え、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

続きまして、「同意第4号、固定資産評価審査委員会の補欠委員の選任につき同意を求めることについて」であります。

本案につきましては、平成12年3月から7期19年の長きにわたり、固定資産評価審査委員会委員の職務を遂行され、本町の税務行政の発展に多大なご尽力をいただきました内匠紀一郎氏が辞任されたことに伴い、同氏の残任期間である平成32年9月30日までの間、木部直樹氏を当該委員会の補欠委員として選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

木部氏におかれましては、公認会計士事務所に勤務され、税理士の資格を取得された後、会計事務所を設立して、ご活躍されております。税理士としてすぐれた識見と公正・公平な判断力をお持ちであり、かつ、人格が高潔であることから適任であると考え、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

続きまして、「同意第5号、監査委員の選任につき同意を求めることについて」であります。

本案につきましては、現委員の瓜生英明氏の任期が本年3月31日をもって満了となることに伴うものであります。

瓜生氏におかれましては、平成27年4月に監査委員に就任いただき、1期4

年にわたり、その職務を遂行していただいております。同氏は豊富な経験はもちろんのこと、すぐれた識見をお持ちであり、人格的にも高潔であることから、引き続き監査委員として選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

続きまして、「諮問第1号及び諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、関連がございますので、一括してご説明申し上げます。

両案につきましては、現委員の岡田宣子氏及び田淵千枝氏の任期が本年6月30日付をもって満了となることに伴うものであります。

岡田氏におかれましては平成16年1月に、田淵氏におかれましては平成28年7月に人権擁護委員に就任いただき、以来、人権相談や人権啓発活動等に熱心に取り組んでいただき、地域住民のためにご活躍いただいているところであります。このことから、引き続き岡田氏及び田淵氏を人権擁護委員に推薦したいと考え、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

次に、「承認第1号、平成30年度三郷町一般会計補正予算（第6号）の専決処分について」であります。

既決予算に182万円を追加し、補正後の予算総額を100億464万4,000円としたものであります。

昨年9月に発生しました台風21号により、信貴山のどか村のビニールハウス4棟が強風の影響で崩壊する被害が発生いたしました。今回、のどか村より被災農業者向け経営体育成支援事業の補助申請があり、今年度中に事業を完了させる必要があったことから、農業施設災害復旧費で自己負担額を除く182万円を計上したものであります。

一方、歳入では国庫補助金で113万円を、県補助金で34万4,000円を計上するとともに、町負担分として財政調整基金繰入金34万6,000円で収支を合わせ、1月29日付をもって専決処分を行ったものであります。

次に、「議案第1号、平成30年度三郷町一般会計補正予算（第7号）」についてであります。

既決予算に5億8,287万8,000円を追加し、補正後の予算総額を105億8,752万2,000円とするものであります。

まず、歳出から主な内容を申し上げますと、総務費では、災害発生時に役場庁舎の停電により、防災行政無線など、住民への重要な伝達機能が停止することがないように、環境省の自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業補助金を活用し、庁舎屋上に太陽光パネル及び蓄電池を予備電源として設置するための経費として、財産管理費で3,874万2,000円を計上するものであります。

なお、本事業につきましては、国の補正予算に準じて補正予算計上しておりますが、事業は平成31年度に執行することから、全額を繰り越すものであります。

次に、昨年12月に、平成27年から29年分の給与所得の源泉徴収票等について、税務署の法定監査が行われ、徴収漏れの指摘を受けたことから、町が支払うべき源泉所得税等として138万1,000円を、また、平成26年に奈良県が事業所に対して実施した監査におきまして、障害児通所給付費に過誤請求があり、事業所より自主返還があったことから、諸費で156万1,000円を計上するものであります。

また、本町が所有している公共施設については、耐用年数を超えたものが多く、老朽化しており、今後、修繕や大規模改修による費用の増加が予想され、計画的に基金を積み立てていく必要があることから、公共施設整備等基金積立金で5,000万円を計上するものであります。

次に、民生費では、今年度のふるさと寄附金で、社会福祉振興事業への活用を希望された方の寄附金を社会福祉振興基金へ積み立てるため、71万9,000円を、また、後ほどご説明いたします国民健康保険特別会計の補正に伴う繰出金といたしまして、913万6,000円をそれぞれ社会福祉総務費で計上するものであります。

また、後ほどご説明いたします介護保険特別会計の補正に伴う繰出金1,742万1,000円を老人福祉総務費で減額するものであります。

次に、重度心身障害老人等医療費の決算見込み額が、当初予算額と比較して増加することから、後期高齢者医療費で159万3,000円を計上するものであります。

また、自立支援医療費におきまして、育成医療で高額の申請があり、当初の見込みを上回ったことから、障害者（児）福祉費で450万円を計上するものであります。

次に、避難所施設の機能強化といたしまして、福祉保健センターにおきまして、

役場庁舎と同様、環境省の補助金を活用し、蓄電池、太陽光パネル及びLEDを設置するための経費として、福祉保健センター管理費で5,880万4,000円を、同じくふれあい交流センターにおきましても、避難所施設の機能強化として、蓄電池、太陽光パネル及びLEDを設置するための経費として、ふれあい交流センター運営費で3,771万9,000円を計上するものであります。

なお、本事業につきましても、役場庁舎と同様、全額を繰り越すものであります。

次に、本年10月に予定されている消費税・地方消費税率の引き上げによる低所得者、子育て世帯の消費に与える影響を緩和するため、プレミアム付商品券の運營業務に係る経費として、プレミアム付商品券事業費で191万2,000円を計上するものであります。

なお、本事業につきましても、平成31年度に事業を執行することから、全額を繰り越すものであります。

次に、衛生費では、予防接種法の改正に合わせ、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性に対し、3年間無償で麻疹風疹の抗体検査及び予防接種を実施するための通知及びシステム改修に要する経費として、老人保健費で193万円を計上するものであります。

なお、本事業につきましても、年度内の完了が見込めないため、全額を繰り越すものでございます。

続きまして、商工費では、信貴山のどか村園内におきまして、温泉が湧き出したことを契機に、温泉水を地域資源として活用し、観光産業の振興、また、高齢者の健康増進につなげる事業を展開するため、園内の町有施設の温室等を改修し、観光産業の拠点となる施設を一体的に整備するものであります。

本事業は、まちづくり総合戦略の中でも最重点施策として位置づけられているものであり、雇用の創出はもとより、温泉水を活用したICT農業、スマートアグリや特産品の開発・研究等、さまざまな取り組みを検討しているほか、施設ではペレットボイラーや太陽光発電を利用し、二酸化炭素の排出を抑え、環境に優しい施設にするとともに、資源を無駄なく活用するサーキュラー・エコノミーを実現し、民間企業を活用した事業展開を図る予定でございます。

これらの事業を通して、健康増進だけでなく、年間を通じて観光客の増加が期待されることから、地域内消費の拡大による税収増、観光と産業の振興による地

域経済の発展、さらには好循環により高齢者や女性や障害をお持ちの方などの就労困難な社会的弱者の雇用の創出・拡大により、脱ベッドタウンを目指すものがあります。

なお、これらの温泉施設の整備につきましては、地方創生拠点整備交付金及び後年度の地方交付税の算入率が高い補正予算債を活用し、観光費で3億9,110万8,000円を計上するものであります。

なお、本事業につきましても、年度内の完了が見込めないため、全額を繰り越すものであります。

また、今年度のふるさと寄附金で、観光施設整備事業への活用を希望された寄附金を観光施設整備基金へ積み立てるため、観光費で45万1,000円を計上するものであります。

続きまして、教育費におきましても、今年度のふるさと寄附金で、教育振興事業への活用を希望された寄附金49万9,000円を事務局費で、また、文化振興事業への活用を希望された寄附金を社会教育総務費で24万4,000円を、それぞれ各基金へ積み立てるため、所要の予算を計上するものであります。

一方、歳入では、国民健康保険基盤安定負担金の交付決定額が当初予算を上回ったため、国庫負担金で8万7,000円、県負担金で53万1,000円を、また、歳出で説明いたしました、自立支援医療費の増額に伴い、国庫負担金で225万円を、県負担金で112万5,000円をそれぞれ増額するものであります。

次に、国庫補助金といたしまして、のどか村の園内温泉施設の整備に伴い、地方創生拠点整備交付金で1億9,555万4,000円を、また、プレミアム付商品券の運営業務に伴い、プレミアム付商品券事業補助金で191万2,000円を計上いたしました。

また、麻疹風疹に係るシステム改修等に対し、感染症予防事業費等補助金で96万5,000円を、また、各施設に蓄電池、太陽光パネル及びLEDを設置するための経費に伴い、自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業補助金で8,750万9,000円をそれぞれ計上するものであります。

次に、県補助金といたしまして、重度心身障害老人等医療費補助金で43万1,000円を計上するものであります。

また、ふるさと寄附金の実績に基づき、一般寄附金で191万3,000円を

追加するものであります。

次に、ふるさと基金につきまして、平成元年に条例を制定し、ふるさと創生事業として全国の市町村に対し交付された資金を積み立てて活用してまいりましたが、残高が少なくなってきたことから、本年度の予算執行をもって、基金残高を全て活用するため、利息分を含め42万1,000円を繰り入れ、図書館管理費へ充当するものであります。

次に、町債といたしまして、のどか村の園内温泉施設の整備に伴い、地方創生拠点整備事業債で1億9,550万円を、また、自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業債で2,900万円を計上するものであります。

なお、今回の補正予算に係る財源を充当後、財政調整基金繰入金6,568万円を繰り入れることで収支を合わせるものであります。

続きまして、「議案第2号、平成30年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」についてであります。

既決予算から8,198万2,000円を減額し、補正後の予算総額を26億8,365万2,000円とするものであります。

内容といたしまして、歳出では、療養給付費におきまして、被保険者数が当初の見込みよりも減少したことから、一般被保険者療養給付費で7,759万8,000円を、また、退職被保険者等療養給付費で1,352万円を減額するものであります。

また、財政安定化支援事業等の金額が確定したことから、一般被保険者医療給付費分として853万4,000円を、また、一般被保険者後期高齢者支援金等分で4,000円を増額する一方、介護納付金分で5万1,000円を減額するものであります。

一方、歳入では、療養給付費の減額に伴い、県負担金で9,111万8,000円を減額する一方、一般会計の補正に伴い、一般会計繰入金で913万6,000円を増額するとともに、歳出の財政調整基金積立金64万9,000円を増額することで収支を合わせるものであります。

続きまして、「議案第3号、平成30年度三郷町介護保険特別会計補正予算(第3号)」についてであります。

保険事業の既決予算から9,700万8,000円を減額し、補正後の予算総額を19億9,171万9,000円とするものであります。

内容といたしまして、保険給付費におきまして、サービスの利用がそれぞれ増減したことから、介護サービス等諸費で1億4,274万6,000円、介護予防サービス等諸費で59万2,000円をそれぞれ減額する一方、特定入所者介護サービス等費で373万4,000円を増額するものであります。

また、地域支援事業におきまして、人事院勧告に伴い、人件費が増加したことから、包括的支援事業費・任意事業費で15万1,000円を増額するものであります。

一方、歳入では、保険給付費の増減に伴い、国庫負担金で3,036万円、支払基金交付金で3,769万3,000円、県負担金で1,501万1,000円を減額する一方、地域支援事業費の増額に伴い、国庫補助金で344万8,000円、県補助金で2万9,000円を増額するものであります。

また、一般会計繰入金で1,742万1,000円を減額し、歳出の基金積立金で4,244万5,000円を増額することで収支を合わせるものであります。

続きまして、「議案第4号、平成30年度三郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」であります。

既決予算に20万円を追加し、補正後の予算総額を3億7,143万1,000円とするものであります。

内容といたしまして、人間ドック受診者の申請が当初見込みを上回ることから、歳出では保健衛生普及費で、歳入では広域連合からの健康増進等事業補助として、雑入でそれぞれ20万円を追加するものであります。

続きまして、「議案第13号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」であります。

本条例の改正につきましては、国の働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が本年4月1日に施行されることに伴い、国家公務員に対しても、人事院規則において、時間外勤務の上限を定めるものとされたことから、本町においても同様の改正を行い、本年4月1日から施行するものであります。

続きまして、「議案第14号、三郷町観光施設整備基金条例の一部改正について」であります。

本条例の改正につきましては、同基金の用途をこれまでハード事業として観光施設整備に限定されていたものを、ソフト事業を含めた観光産業全般の振興に活用できるように改めるため、所要の改正を行い、本年4月1日から施行するもの

であります。

続きまして、「議案第 15 号、三郷町立小学校、中学校及び幼稚園の設置に関する条例の一部改正について」であります。

本条例の改正につきましても、三郷中学校の建替事業完了に伴い、所在地が現在の仮設校舎から新校舎に移転することから、中学校の位置を変更するため、所要の改正を行い、本年 4 月 1 日から施行するものであります。

続きまして、「議案第 16 号、三郷町立学校の体育施設開放に関する条例の一部改正について」であります。

本条例の改正につきましても、三郷中学校の建替事業完了に伴い、現在、停止している中学校の体育施設、体育館及び武道場の開放を再開することから、所要の改正を行い、本年 4 月 1 日から施行するものであります。

続きまして、「議案第 17 号、三郷町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」であります。

本条例の改正につきましても、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令が本年 4 月 1 日から施行されることに伴い、災害援護資金の償還方法に月賦償還を追加し、同日から施行するものであります。

続きまして、「議案第 18 号、三郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について」であります。

本条例の改正につきましても、学校教育法等の改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める関係省令が一部改正されたことから、これに合わせて、本町でも放課後児童支援員の資格要件等の改正を行い、本年 4 月 1 日から施行するものであります。

続きまして、「議案第 19 号、三郷町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について」であります。

本条例の改正につきましても、家庭的保育事業等の設備及び運営の基準について関係省令が改正されたことに伴い、これに合わせて、本町でも今後、同事業への参入事業者を受け入れる際の受け皿を広げるため、連携協力を行う事業者の追加や調理員の配置義務期間の延長などを行い、本年 4 月 1 日から施行するものであります。

続きまして、「議案第 20 号、三郷町子ども医療費助成条例の一部改正について」、「議案第 21 号、三郷町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正について」

及び「議案第 2 2 号、三郷町心身障害者医療費助成条例の一部改正について」については関連がありますので、一括してご説明申し上げます。

これらの条例改正につきましては、福祉医療制度における未就学児を対象とする医療費助成について、現物給付方式を導入することから、助成の方法や医療証に係る規定について所要の改正を行い、本年 8 月 1 日から施行するものであります。

続きまして、「議案第 2 3 号、三郷町下水処理施設設置条例の一部改正について」であります。

本条例の改正につきましては、平成 3 1 年度から、城山台地区とその周辺地域が公共下水道に接続されることに伴い、当該地区の汚水処理施設である立野地域し尿処理場が下水道処理施設から公共下水道のポンプ施設となることから、所要の改正を行い、本年 4 月 1 日から施行するものであります。

続きまして、「議案第 2 4 号、三郷町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について」であります。

本条例の改正につきましては、学校教育法等の改正に伴い、水道事業における布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準を定める関係省令が改正されたことから、これに合わせて本町でも同様の改正を行い、本年 4 月 1 日から施行するものであります。

続きまして、「議案第 2 5 号、三郷町ふるさと基金条例の廃止について」であります。

補正予算でもご説明申し上げましたが、平成元年以来、ふるさと創生事業として、全国の市町村に対して交付された資金をふるさと基金として積み立てて活用しておりましたが、平成 3 0 年度の予算執行をもって基金を全て活用し、基金の設置目的を果たしたことから、本年 6 月 1 日をもって、本条例を廃止するものであります。

続きまして、「議案第 2 6 号、平成 3 0 年度北垣内地区道路築造工事（社会資本総合整備事業）工事請負変更契約の締結について」であります。

本工事は、勢野東 3 丁目地内での道路新設工事ですが、土地所有者との協議により、盛り土形状が変更となり、残土処分数量が大幅にふえたことから、請負変更契約を締結するもので、当初契約金額 4, 4 9 2 万 8, 0 0 0 円に 1, 1 6 0 万 8, 9 2 0 円を増額し、変更後の契約金額を 5, 6 5 3 万 6, 9 2 0 円

とするものであります。

続きまして、「議案第27号、三郷町公共下水道施設を斑鳩町住民の利用に供することについて」及び「議案第28号、斑鳩町公共下水道施設を三郷町住民の利用に供することについて」につきましては、関連がありますので、一括してご説明申し上げます。

本町三室地区と斑鳩町龍田西地区は行政界が入り組んでおり、本町所在地の住宅の前面道路が斑鳩町の認定道路となっている箇所や、その逆の箇所が存在しております。このことから、今回、相互に下水道施設を使用することを目的とする協定を斑鳩町と締結するもので、地方自治法第244条の3第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、「報告第1号、平成30年度三郷町立野地域し尿処理場改修工事請負契約の契約金額変更に係る専決処分の報告について」であります。

本案につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分した契約金額の変更について報告するものであります。

内容といたしましては、本工事の設計段階の調査で想定していなかった配管敷設変更等が生じたことから、追加工事を行ったものであります。これに伴い、当初の契約金額1億3,014万円に481万3,560円を増額し、変更後の契約金額を1億3,495万3,560円としたものであります。

最後に、「報告第2号、寄附の受け入れについて」であります。

町道勢野小山田線道路事業を実施するに当たり、昨年、亡くなられた大谷信雄様を初め、対象地権者7名の方から合計22件の不動産をご寄附いただきました。改めて心より厚く御礼を申し上げます。

以上が本定例会に提案いたしました議案の主な内容であります。慎重審議賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（山田勝男） どうもご苦労さまでした。

以上で、提案理由の説明を終結します。

〔議案朗読〕

議長（山田勝男） 日程第42、「発議第1号、10月からの消費税10%の中止を求める意見書」を議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局書記（大野真奈） 朗読いたします。

発議第1号、平成31年3月5日、三郷町議会議長 山田勝男様。

10月からの消費税10%の中止を求める意見書。

このことについて、別紙のとおり提出いたします。

提出者 久保安正。賛成者 神崎静代、南 真紀。

10月からの消費税10%の中止を求める意見書。

安倍内閣は、予定通り今年10月から消費税率を10%に引き上げようとしています。

実質賃金は伸びず、家計消費は低迷し、深刻な消費不況が続いています。格差と貧困は拡大する一方です。

このまま税率引き上げが実施されれば、地域経済をさらに疲弊させ、中小企業や小規模事業者の営業を脅かし、雇用不安を招くなど国民生活への影響は計り知れません。「軽減」と宣伝されている複数税率による混乱も心配されています。

景気悪化を招き、低所得者ほど負担が重いのが消費税の特徴です。「いま、消費税を上げる時なのか」といった声が大きく広がっています。

私たちは、国に対して、今年10月からの消費税率10%への引き上げは中止することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

2019年3月、奈良県三郷町議会。

(提出先) 内閣総理大臣、財務大臣、衆議院議長、参議院議長。

以上でございます。

[提案理由の説明]

議長(山田勝男) ただいま朗読の発議第1号について、提案理由の説明を求めます。

2番、久保安正議員。

2番(久保安正)(登壇) 提案理由を申し上げます。

2014年、平成26年、消費税が5%から8%に引き上げられたあと、家計消費は低迷し続けています。また、実質賃金も伸びず、年金受給額もさらに削られようとしており、深刻な消費不況が続いています。

貯金などの金融資産を全く持っていない世帯が全世帯の3割を超えるなど、格差と貧困は拡大する一方です。

このまま税率引き上げが実施されれば、国民生活はもとより、日本経済についても、はかり知れない打撃が生じるのではとの懸念の声があります。

セブン&アイ・ホールディングス名誉顧問の鈴木敏文氏、彼は消費税そのもの

には賛成、増税にも賛成という立場の経済人ですが、その鈴木氏が、今のタイミングで消費税を上げたら、間違いなく消費は冷え込んでしまう。国内景気がさらに悪化して、消費の減少、企業倒産の増加、失業率の上昇といった負の連鎖に直面する可能性がある、このように強い警告を発しております。

軽減と宣伝されている複数税率と、消費税増税に対する安倍政権の景気対策の最大の売りであるポイント還元とが組み合わせられると、何をかうか、どこでかうか、どのようにかうかで税率が3%、5%、6%、8%、10%と5段階にもなり、日本スーパーマーケット協会などの小売業界からは、日々の買い物においての必要のない混乱が生じるなどの批判の声が上がっています。

安倍首相は、消費税を10%に引き上げる理由として、少子高齢化という国難に取り組むために、お年寄りも若者も安心できる全世代型の社会保障制度へと大きく転換するための財源確保、このように言っております。相変わらず社会保障の充実を消費税導入のときと同様に、税率引き上げの理由にしております。

しかし、消費税が導入されて30年、社会保障はよくなったのでしょうか。反対に改悪の連続ではなかったのでしょうか。なぜこうなったのか。

消費税が導入されて30年間で国民から集めた消費税は約372兆円ですが、法人税、法人事業税、法人住民税の法人3税は同じ30年間で291兆円も減っています。加えて、所得税も最高税率の引き下げなどで減っており、結果として消費税は大企業や富裕層の減税の穴埋めに使われた、これが実態であります。

消費税や消費税の引き上げは社会保障の充実のためという、まやかしの理由づけはやめるべきであります。

以上、今年10月からの消費税率10%への引き上げは中止することを国に求めようではありませんか。

議長（山田勝男） 以上で、提案理由の説明を終結します。

〔議案朗読〕

議長（山田勝男） 日程第43、「発議第2号、憲法9条の改憲に反対し、憲法を生かす政治の実現を求める意見書」を議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局書記（大野真奈） 朗読いたします。

発議第2号、平成31年3月5日、三郷町議会議長 山田勝男様。

憲法9条の改憲に反対し、憲法を生かす政治の実現を求める意見書。

このことについて、別紙のとおり提出いたします。

提出者 久保安正。賛成者 神崎静代、南 真紀。

憲法9条の改憲に反対し、憲法を生かす政治の実現を求める意見書。

2017年5月3日、安倍首相は突然「新たに憲法9条に自衛隊の存在を書き込む」「2020年に新憲法施行をめざす」と述べました。この発言を受けて、その後、改憲の動きが急速に強まっています。

戦後70年以上にわたって、日本が海外で戦争をしてこなかった大きな力は、憲法9条の存在と平和を求める国民の粘り強い運動でした。いま、9条を変えたり、新たな文言を付け加えたりする必要はまったくありません。日本をふたたび海外で「戦争する国」にしてはなりません。

私たちは、安倍首相らによる憲法9条などの改憲に反対し、日本国憲法の民主主義、基本的人権の尊重、平和主義の諸原則が生かされる政治が行われることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

2019年3月、奈良県三郷町議会。

(提出先) 内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長。

以上でございます。

[提案理由の説明]

議長(山田勝男) ただいまの朗読の発議第2号について、提案理由の説明を求めます。2番、久保安正議員。

2番(久保安正)(登壇) 提案理由を述べます。

我が国は、明治維新を経て、近代国家建設に踏み出した1800年代の後半から1900年代前半の約80年間に、幾度となく海外出兵、侵略を繰り返し、近隣諸国と我が国国民に甚大な被害をもたらしました。

日清戦争、その後、台湾を日本の領土に。日露戦争、その後の韓国併合植民地化。第一次世界大戦では中国山東省とロシア、シベリアへの出兵。さらに中国満州出兵、そして海外国家樹立。その後、中国全土への侵略。最後が太平洋戦争、アジア諸国への侵略であります。

太平洋戦争での敗北後に定められた日本国憲法は、前文で次のようにうたっております。

政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、この憲法を確定する。日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を

支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。憲法前文でこのように述べております。

そして、そのことの具現化が憲法第9条です。「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」。

第2項、「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」、これが憲法第9条であります。

戦後70年以上にわたって、日本が再び海外に出かけて行って戦争をすることがなかった大きな力は、この憲法第9条の存在と、平和を求める国民の粘り強い運動でありました。

今、憲法9条を変えたり、新たな文言をつけ加えたりする必要は全くなく、それとは反対に憲法を暮らしや社会、外交に生かす政治を行うことこそ求められているのではないのでしょうか。

以上、提案理由です。

議長（山田勝男） 以上で、提案理由の説明を終結します。

〔審議日程及び委員会付託〕

議長（山田勝男） それでは、審議日程及び委員会付託については、先般の議会運営委員会において決定されておりますので、これを事務局に朗読させます。

議会事務局書記（大野真奈） 朗読いたします。（別紙1頁～9頁）

以上でございます。

議長（山田勝男） ただいま朗読のとおり、それぞれの所管の委員会に付託の上、審議することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山田勝男） 異議なしと認めます。したがって、ただいま朗読のとおり、それぞれ所管の委員会に付託の上、審議することに決定しました。

暫時休憩します。再開11時10分。

休 憩 午前10時52分

再 開 午前11時09分

議長（山田勝男） 休憩を解き、再開します。

〔一般質問〕

議長（山田勝男） 日程第44、一般質問を行います。

三郷町議会会議規則（質疑の回数）第55条、同一議員につき、同一の議題について3回を超えることができないことを規定されております。また、（発言時間の制限）については第56条の規定により、質問、答弁を合わせて原則1時間以内と制限しています。

一般質問の順番については、同規則第61条第3項の規定により通告順とします。

それでは、通告順により質問を許します。各位のご協力のもと、運営が円滑にされますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、2番、久保安正議員。一問一答方式で行います。

2番（久保安正）（登壇） 雨水溢水地区調査業務の調査結果は？ということで質問させていただきます。

今年度、雨水溢水地区調査業務が実施されました。この調査は、一昨年10月の台風21号の大雨の影響による町内各地の家屋の浸水被害の解消・軽減を図るため、おのこの地区について被害要因の解析を行った上で、実現可能な対策や、それにかかわる概算工事費の算定等を検討するというものでした。どのような調査結果となったのかお答えを、また、おのこの地区の対策についての今後の実施予定についてもお答えをお願いいたします。

議長（山田勝男） 西村環境整備部長。

環境整備部長（西村敦司）（登壇） それでは、久保議員の1問目のご質問にお答えしてまいります。

雨水溢水地区調査業務は、平成29年10月に発生いたしました台風21号による大雨の影響により、浸水のあった7地区の被害を解消、もしくは軽減するため、被害要因の解析を行った上で、実現可能な対策案を検討することを目的に実施いたしました。

これに並行いたしまして、庁内では総務課、まちづくり推進課、企画財政課、下水道課、都市整備課、そして建設課により、内水対策プロジェクトを昨年6月に立ち上げ、浸水常襲地域の解消を目的に、情報交換や意見交換を行うなど、全庁で取り組むべき事項としての確認を行っています。

また、浸水時の緊急対策として、本年度、第5分団の消防自動車を更新いたしますが、現行の車両は処分せず、活用していく予定でございます。

さて、1点目のご質問の調査結果でございますが、惣持寺・明治団地地区では大和川の水位上昇による内水排水が不能の要因から、かねてより昭和57年災害、いわゆる57災害と言っていますが、この雨量を対象に内水を貯留するために必要となる調整池容量の検討を行ってまいりました。

そのような中、平成29年の台風21号の雨量が57災害を上回ったことから、その雨量においても床下浸水が発生しないために、必要となる調整池容量の再検討を本業務において行いました。

次に、神前橋（JR踏切）地区や下水道汚水中継ポンプ場では、大和川の無堤防区間からの溢水により、浸水被害が発生していることから、国の事業による築堤工事が必要との結果報告となりました。

現在、このうち神前橋からJR三郷駅下流の鉄橋までの区間において、神前橋付近と鉄橋付近の2か所で、築堤工事や河川断面を広げるための浚渫工事が大和川河川事務所において実施されているところでございます。

この区域外になります下水道汚水中継ポンプ場では、町で無堤防区間に大和川の実績水位まで擁壁等を設置し、溢水を防ぐ方法が考えられますが、なお内水滞留を防ぐため、ポンプ車等による排水が必要であるとの報告となっております。

次に、三郷中央公園東側では、中央公園グラウンドの浸水が、また、立野北調整地交差点付近（坂根川地区）、実盛川三郷駅前地区、高山関屋川地区では、大和川の水位上昇による逆流が浸水の原因となっているため、河川や水路の壁のかさ上げの施工により溢水を防ぐ対策や、吐水口、大和川への放流口になりますけども、こちらからの逆流を防ぐためのフラップゲート、逆流防止弁を設置いたします。

続きまして、対策の実施予定でございますが、惣持寺・明治団地地区につきましては、昨年12月に補正予算を計上させていただき、調整池設置のための測量及び地質調査業務を発注しているところでございます。

また、来年度予算におきましては、予備設計業務の予算を計上させていただいており、その後、国・県・地元等と調整を行いながら、詳細設計、本工事へと進めていく予定でございます。

次に、ほかの6地区の概算総事業費は5,580万6,000円と算定されております。

来年度の対策箇所といたしましては、坂根川地区で立野北調整地等の壁のかさ

上げを実施する予算を計上しております。

そのほかの箇所につきましては、大和川への放流口にフラップゲートを設置する対策や、県管理河川であることなどから、大和川河川事務所や県との協議が必要となってまいりますので、順次協議を進め、調い次第、対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（山田勝男） 久保議員、再質問を許します。

2番（久保安正）（登壇） 今、部長から調査結果の内容についてお答えをいただいたんですけども、一番大きな工事というのか、改修になるのは、惣持寺・明治団地地区かと思えます。これは常時、大雨のたびに床上浸水までがあるというところですので。ここについては、まず、恐らく調整池をつくるにしろ、買収等々を含めて、結構時間がかかるというのが。工事費の概算はどのくらいのものになっているかをお聞かせください。

それから、その他の地域は約5,600万円の概算工事費だというふうに部長からお話があったんですけども、これ、関係機関との協議が必要になるということで、関係機関との協議を早急にやるというつもりだと思っておりますけども、要するに大雨というのは、いつ来るかわからないですので、急いで関係機関との協議もやっていただいて、対策工事を早急にやっていただきたい。金額的にも5,600万円ぐらいだということですので、関係機関と協議が調い次第、工事をやるということが必要かと思えますけども、この2点について、お答えをお願いします。

議長（山田勝男） 西村環境整備部長。

環境整備部長（西村敦司）（登壇） 久保議員の再質問にお答えしてまいります。

まず、1点目の惣持寺・明治団地地区の調整池を設置するための概算工事費でございます。現在、これについて、まだ検討の中の話ですが、雨水幹線を今、分流させることによって、調整池を縮小する案が一番有効ではないかというふうに考えております。その案で12億3,100万円の工事費がかかると想定しております。

残る地域の対策ですけれども、関係機関との協議につきましては、当然、これは町民の安全・安心を守る方法として、やっていかなければならないことだと思っておりますので、早急に関係機関と協議を進めてまいりたい、このように考え

ておりますし、一日でも早く対応できるように努力してまいりたいと思います。
以上でございます。

議長（山田勝男） 1問目の質問は終了しました。

続きまして、2問目の質問に移ります。

2番、久保安正議員。

2番（久保安正）（登壇） 県水単価の引き下げを県に求めるべきでは？ということで質問をさせていただきます。

三郷町の水道用水は2018年度、平成30年度は自己水が10%、県水が90%、そして、2019年度、平成31年度からは自己水を廃止して、県水が100%となります。

それに伴う受水費の増大で、平成29年度までは損益で黒字決算が続いておりました水道事業会計は、収支が県水の受水費の増大で大幅に悪化をします。

この議会に提案されております平成31年度水道事業会計予算書によれば、消費税込みの数字ですけれども、平成30年度が6,500万円の赤字、平成31年度は8,700万円の赤字見込みの予算となっております。

収支の悪化を幾らかでも抑える対策として、県水の単価の引き下げがあろうかと思えます。

平成29年度奈良県水道用水供給事業費特別会計決算書によれば、営業収益9億8,419万円、経常利益1億9,350万円、利益率で19.6%、利益剰余金の合計は7億7,792万円となっております。現金預金は1億9,758万円です。この県の水道用水供給事業費特別会計の決算書の財務状況から見て、県水の単価の引き下げは十分に可能であると私は思います。

県水の年間給水量は7,915万立米ですので、仮に単価を1立米当たり10円引き下げたとしても、7億9,150万円の収入減となりますが、それでも経常利益は1億8,853万円、利益率で11.5%です。

三郷町の平成29年度の年間総配水量は276万立米ですので、受水費が、県水の単価が立米当たり10円下がれば、2,760万円の減となって、水道事業会計の収支の悪化を多少なりとも食いとめることができます。県に対して県水の単価の引き下げを求めるべきと思いますが、町のお考えはいかがでしょうか。

議長（山田勝男） 酒田水道部長。

水道部長（酒田昌和）（登壇） それでは、久保議員の2問目のご質問にお答えをして

きたいというふうに思います。

県水100%に至った経緯については、原水の水質悪化によるカビ臭対策と、災害対策による取水の確保ができなくなったこと、あわせて県域水道一体化構想への参画によるものであります。

県水100%に伴う水道事業会計は、受水費の増加と浄水に係る経常費用の軽減について十分に精査し、運営に努めていかなければなりません。一方、県水100%による影響は、長期的展望に立った基本計画の縮小により、住民負担の軽減にもつながります。県水100%の移行は安心・安全な水の確保のための必要な選択であったというふうに考えております。

そこで、今回のご質問であります県水単価についてであります。県水道局の見解は、まず一つ目として、将来の水需要については県下市町村の県水への転換の進展により、県水の有収水量は増加していますが、今後、人口減少等により縮小傾向にあり、近い将来には収入が減少するものと見込まれること。

次に、二つ目として、施設整備については、全国の水道事業と同様に、施設の更新や耐震化などの課題を抱えており、中長期的には多額の費用が見込まれ、またあわせて、県は県域水道一体化に伴い、水道施設を効率化できるよう、市町村に対して県事業として整備を進めています。

このように、将来の厳しい経営環境を踏まえると、直ちに料金を下げる状況ではなく、今後の県水単価については慎重に見きわめていく必要があるとした上で、現行単価を32年度まで継続し、平成33年度以降については、新県域水道ビジョンとの整合を図りながら、検討をしていきたいというような見解を示されております。

県事業として取り組みは、三郷町におきましても、勢野高区配水池への県水を直接送水されることとなり、町管理ポンプの廃止が見込まれ、費用の軽減につながります。

また、信貴山エリアまでの送水事業が現在進んでおり、今後もさらなる県事業拡大に向けて協議を重ねているところであります。

以上のことを踏まえ、徐々に厳しくなっていく三郷町水道事業会計を見たとき、県水単価と県事業の施設整備の双方を十分に検討しながら、何が三郷町水道事業にとって最もいい方向なのかを念頭に置き、先般の12月議会の一般質問でもお答えいたしましたように、24市町村が加盟する奈良県水道受水協議会において

議論を重ね、適正な県水単価になるよう、他の市町村とも連携を図りながら要望をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山田勝男） 再質問を許します。

2 番（久保安正）（登壇） 今、部長から答弁いただきましたけども、県の水道会計に対して大変思いやりのある答弁だったかと思えます。独立採算でしょう。いつも独立採算、独立採算言うわけですね、水道会計は。三郷町の水道会計のことを考えましょう、まず中心に。

大きな赤字が出るわけですから、独立採算だとおっしゃるのなら、経費をまず下げるということを考えるべきだと思うんですよ。県は県の事情があるでしょう。出ていましたけども、県の事情としてね。人口減等々で水の使用量が減ってくるから収入減ということがあるというふうにおっしゃっていましたが、実際、数年前に値段を下げましたね。これは、三郷町もそうですけど、入りましたけども、県水100%に変えるために県が誘導したわけでしょう。ビジョンの中でしっかり書いていますよ、県水ビジョンの中に。値段を下げて、自己水をやめさせて、県水に移すんだ、そのための政策的な値下げだったということをしっかり明確に書いています。

なぜそういうことをするか。県の今、供給水量はものすごくたくさんありますね。計画では今の2倍ぐらいの供給の設備を持っているはずですが、大滝ダム等々を含めて。幾らでも水はあるんです。だから、できるだけ使わせるようにしなきゃいけない。そのために市町村の自己水を廃止するんです。県水をふやすんです。それで財政のこれからの負担していく、ダムをつくったときのお金なんかを、それで全部計画を組んでいるでしょう、県は。その中の今、三郷の100%でも、その側面もあるということをしっかり私は見るべきだと思います。

独立採算なんです。三郷町の水道会計をどうするか。三郷町の住民の皆さんにどうするか。それを第一に考えましょう。

現実的に、先ほど言いましたけど、県の水道会計、大体ね、公共ですよ。公平って言うてありながら、20%の利益を出すなんて、ありえないでしょう。もうけるためにやっているんじゃないんです。

申し上げたように、たとえ立米10円下げても、まだ10%を超える利益が出る。恐らく市町村の自己水をやめさせて、県水に切りかえていますから、もっと

よくなると思いますよ、この県水の水道会計は。

自分たちのことを考えましょうや、まず三郷町のことを。そういう点では県に受水協議会もあるということで、12月議会から答弁いただいていますけども、下げてよと、三郷町の水道会計、大幅に赤字になるので下げてよと言ったらいけないですか、それで。県のことをおもんばかりでやることでは私はないと思います。まず三郷町民のことを考えていただきたい、そのように思いますけども、いかがでございましょう。

議長（山田勝男） 酒田水道部長。

水道部長（酒田昌和）（登壇） 久保議員の再質問にお答えをしていきたいというふうに思っております。

まずもって自分達のことを考えようよということでご意見をいただきました。決して私のほうでは、県水に対して物を申さないということを言っているわけではございません。県の受水協議会の中で十分に検討をしていきたい。その中でももちろん、今おっしゃったように、県水の利益がどうなのか。今後また県が施設の更新に当たって、いかほどのものが要るのか、そのあたりについては十分、我々市町村として、三郷町として議論を重ねていかなければならないと思っております。

その中で適正な県水の単価がいかほどなのか、それは県の思いもあるでしょう。三郷町の思いもある。県市町村の思いもあるでしょう。そういった中で適正な単価を見きわめていきたい、その中で受水協議会で他の市町村と連携をしていきたいというふうに思っております。

確かに県のほうは今、全国的に同じ状況に陥っていますから、もちろん三郷町も一緒ですけども、45、6年たつ水道施設、これの更新が今まさに来ておるところでございます。そういった中で、県のほうも3,000キロメートルの送水管に対して1,000億というような形の中で試算をしております。そのようなことも踏まえまして、我々市町村として議論を重ねていきたいというふうに思っております。

三郷町としても、確かに県水の受水がふえますから、県の受水費は増大してまいります。もちろん、それに伴うて県水100%にいたしますから、浄水施設に伴う経費というのは軽減をしてまいります。答弁の中でもお答えしましたように、そこらあたりの差し引きというのは十分に検討してまいりたい、そういうふうに

思っております。

浄水施設の更新が三郷町としてなくなります。そういった中で、基本計画、従来から申し上げていますように、約20億円の軽減が見込まれます。そういったことも考慮していきながら、十分に県水の単価がいかほどが適正なのかというものを考えていきながら、今後の方針を決定していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（山田勝男） 再々質問を許します。

2番（久保安正）（登壇） 今、最初の答弁でもあったんですけど、県の水道施設についての施設整備の問題がありました。三郷町もそうですけども、県もそうですけど、30年、40年たってくると、当然更新しなきゃいけないわけですね。管であり、あるいは施設であり。これは当たり前のことです。どこでも一緒です。

1,000億かかると。会計が100億ぐらいですから、10倍のお金がかかる。三郷町でも基本計画、今、三郷町、水道会計5億でしょう。50億でしょう。10倍。県も10倍。そんなのは当たり前の話です。そこに、だから、なぜ三郷町が気を使うんですかということなんです。

県はそれを確保するためには、もうけてもいいんだと言っているわけですよ。違いますか。お金が要るんだ、だから、もうけてもいいんだと県は言うてる、お金が要るから。理由にしている。三郷町は損というのか、受水費を払って、会計が赤字になるんでしょう。赤字になるんですよ。今までずっと黒字だったわけでしょう、黒字で。何とかしなきゃいけないんじゃないですか。

それともう水道は独占です。一番簡単な方法、値段を上げることです、独占ですから。水道料金を上げればいいんだ、三郷町の水道料金を上げればいいんだ。今の話を聞いていると、結局、赤字だから水道料金を上げますよという話になるんじゃないか。独占なんですよ、これは。値段が上がったからといって、水道を使わないということとはできないんですよ、町民は。

しっかりと、まずは、おっしゃっているように、浄水設備がなくなることよっての軽減とか、いろいろ努力を当然やるということ、これは承知の上です。町は頑張っ、水道の職員を含めて一生懸命頑張ります。当たり前のことですけど、だけど、まず県に値段を下げよということを強く言っていただき、交渉をしていただきたいということをお願いして質問を終わります。

議長（山田勝男） 2問目の質問は終了しました。

それでは、3番、南 真紀議員。一問一答方式で行います。南 真紀議員。

3番（南 真紀）（登壇） 保育所の待機児を出さないようにということについて一般質問させていただきます。

全国では、今年も保育所への入所希望者の待機児のことがマスコミで報道されています。三郷町はこれまで待機児を出すことなくやってきましたが、昨年9月議会で3歳児未満の入所希望者の増に対応するため、施設改修などの補正予算が組まれました。来年度の入所希望者の状況はいかがですか。また、今後も待機児童を出さないための対策について、どのように考えていますか。よろしく願いいたします。

議長（山田勝男） 窪こども未来創造部長。

こども未来創造部長（窪 順司）（登壇） それでは、南議員の1問目のご質問にお答えさせていただきます。

保育所の入所要件を満たしているにもかかわらず、保育所に入所できない、いわゆる待機児童につきましては、全国的な問題となっております。この状況は本町も含め、近隣町でも同様となっております、これまでは三郷町の住民が近隣町の保育所を希望された場合でも、子どもを受け入れていただけましたが、近隣町でも保育所にあきがなく、受け入れがかなわない状況となっております。

本町といたしましても、待機児童を解消する施策として、西部保育園において0歳児の受け入れ枠を広げるためにプレイルームを保育室に転用し、各種備品を購入するため、昨年9月議会において補正予算を計上し、可決していただいたところです。

そして、私立保育園につきましては、定員の引き上げをお願いしたところ、希望ヶ丘保育園において、平成31年度から定員を15名引き上げていただくことになりました。また、西部保育園において、保育士の確保が非常に困難となっていることから、常勤臨時職員の賃金の見直しや、求人についてもハローワークや町ホームページだけでなく、町外に出向いて求人活動を展開しておりました。

その結果、昨年10月に平成31年度の入所募集を行ったところ、特定の保育所を指定している方が4名待っておられますが、その方を除けば、町全体として待機児童はいない状況となりました。

しかし、今後随時、保育所の入所申し込みがあることから、待機児童が生じる

可能性は高いと思われまます。

また、町内での子どもの受け入れ先をふやすため、民間による小規模保育所等の事業者の公募も行いました。前回の公募では事前協議に3者が来庁されましたが、結果、応募事業者がなく、二次募集を行っていきたいと考えております。

そして、町立の西部保育園につきましては、子育て世代の保育サービスを今後も安定的・継続的に提供していくため、総合的なよい保育環境の実現に向けての検討を重ねながら、待機児童対策に努めてまいります。

以上でございます。

議長（山田勝男） 1問目の質問は終了しました。

続きまして、2問目の質問に移ります。

3番、南 真紀議員。

3番（南 真紀）（登壇） 燃やせるごみの一層の減量化をということについて質問させていただきます。

町の一般廃棄物処理基本計画が平成26年度から平成35年度までの10か年計画で平成26年3月に策定されました。そして、本年度、平成30年度が中間目標年度となり、計画の見直し改定が行われることになっています。

町のごみ総排出量のうち、燃やせるごみが約8割を占め、また、天理市に広域で建設が進められている焼却炉の建設費と維持管理費の参加自治体の負担割合も搬入する燃やせるごみの量によって決められることになっており、燃やせるごみの減量化がごみ問題の焦眉の問題となっています。

計画では、家庭系の燃やせるごみの平成24年度実績の5,316トンに対して、平成29年度の目標は3,937トン、75%ですが、平成29年度の実績は4,798トン、90%にとどまっています。25%減らすつもりが10%しか減らなかったということになります。

事業系の燃やせるごみも平成24年度の実績1,373トンに対して、平成29年度の目標は1,029トン、75%ですが、平成29年度の実績は1,241トン、90%にとどまっています。こちらのパーセンテージも同じです。燃やせるごみの減量化について、これまで実施してきた対策とこれからの対策について、計画の見直し、改定も踏まえてお答えください。よろしく願いいたします。

議長（山田勝男） 西村環境整備部長。

環境整備部長（西村敦司）（登壇） それでは、南議員の2問目のご質問にお答えしま

す。

平成25年度に策定した、一般廃棄物処理基本計画における家庭系及び事業系の燃やせるごみ量の24年度実績と29年度の目標と実績は、ご紹介いただいたとおりでございます。

この中で29年度の目標ごみ量は、計画策定時に24年度の人口2万2,902人を基準に29年度の人口を2万1,742人、1,160人減と見込み算出していますが、実人口は2万3,126人、224人増であったことが、ご指摘いただいたように、24年度に対する29年度のごみ量75%の計画に対し90%の実績となっているものと思われま

す。そこで、1人当たりの1日の排出量で比較しますと、24年度では約800グラムで、29年度で715グラムと減少していますが、計画における29年度の目標626グラムと比較いたしますと、約90グラム計画に達していない状況となっております。

このように、24年度から29年度までの5年間で実施してきた施策の結果、燃やせるごみの1人当たりの1日の排出量は約85グラムの減少を見ていますが、なお計画に対する不足量の現実を確認しますと、改めてさらなる減量化に取り組む必要性を感じているところです。

次に、これまで実施してきた対策といたしまして、24年度には、それまで焼却処分していた剪定枝や刈り草等を堆肥化し、住民に無料配布する取り組みを始め、27年度からは古紙・古布類と廃プラスチックの分別収集や、信貴山地区をモデル地区に生ごみの資源化事業にご協力をいただくなど、ごみ減量化・資源化向上に向けた施策に取り組んでまいりました。

また、一般廃棄物処理業の許可業者や直接搬入される事業所に対して、他町のごみが含まれていないか、資源となるごみや不燃物の混入はないかなどの抜き打ち検査も実施しているところでございます。

続きまして、今後の対策についてでございます。

ご質問の中でご指摘いただいたように、燃やせるごみ量はごみ処理の広域化、広域組合への負担金にも直接影響してまいります。そのような角度からも、現在実施している事業は継続、さらに発展させる必要があると考えています。

27年度から実施している町全体の燃やせるごみの組成調査の平均を見てみますと、厨芥類が約32%、古紙類が約15%と半数近くの割合を占めていること

からも、これらを中心とした対策が必要と考えています。

具体的には、町内事業所に厨芥類の焼却処理を生ごみ資源化モデル事業への転換依頼や、古紙・古布類、廃プラスチックの分別の徹底を進めるため、ごみ処理の有料化も念頭にはございますが、ごみ袋の指定など、その前段としての施策について、さらなる工夫を重ねてまいりたいと考えています。

また、まちづくり総合戦略では、31年度のごみ資源化率25.6%を目標に取り組んでいるところでございます。24年度18%に対し、29年度23%の実績を見ていますが、資源化率の向上と燃やせるごみの減少は相互に影響を与えることから、ごみの分別を通じて効果を上げられるよう取り組んでまいりたいと思っております。

最後に、一般廃棄物処理基本計画の見直しにつきましては、実績を反映させ、再検討を加えているところです。さらに持続可能な開発目標SDGs、特に環境未来都市宣言を行った本町にとりましては、ごみを処理するだけでなく、安全・安心を基盤とする取り組みが求められています。さきに述べましたように、循環型社会の形成に向け、さまざまな施策に取り組み、安定的なごみ処理体制の構築に努めてまいりましたが、このような社会的背景の変化を踏まえた検討も必要となっています。

また、ごみ処理の広域化に伴う処理体制の変更に伴い、長期的な方向性を定める必要性等を踏まえ、本計画の見直しを実施しているところでございます。

以上でございます。

議長（山田勝男） 2問目の質問は終了しました。

3番、南 真紀議員の質問は、以上をもって終結します。

暫時休憩いたします。再開1時15分。

休 憩 午前11時55分

再 開 午後 1時14分

議長（山田勝男） 休憩を解き、再開します。

それでは、1番、神崎静代議員。一問一答方式で行います。

1番（神崎静代）（登壇） それでは、幼児教育無償化で生まれた財源を学校給食費の一部補助にということで質問をします。

学校給食は、学校給食法、食育基本法に示されているように、食事のあり方、栄養の知識、地域の食文化などを伝える教育の一環となっています。憲法第26

条「義務教育は、これを無償とする」という法の精神に立てば、学校給食は本来、無料にすべきです。

1954年6月3日に成立した学校給食法は第11条で、「学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。2、前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の負担とする」としていますが、同じ年、1954年の9月28日に、学校給食の規定は「経費の負担区分を明らかにしたもので、たとえば保護者の経済的負担の現状からみて、地方公共団体、学校法人その他の者が、児童の給食費の一部を補助するような場合を禁止する意図ではない」との見解を示しています。

こういったことを根拠に、全国で83の市町村が給食費の無償化を、360を超える市町村が一部補助をしているということです。

今、子どもの貧困が広がり、栄養のバランスのとれた温かくおいしい給食を、家庭の経済状況にかかわらず提供することは、子どもの健やかな成長にとって重要であり、子育て支援としても大いに意義のあることです。

そういったことから、三郷町も無償化に踏み出すべきだと思いますが、無償化には多額の財源が必要です。今年の10月から幼児教育の無償化が実施される予定です。これにより三郷町ではどれぐらいの財源が生み出されるのでしょうか。そして、この財源を別のものに使うのではなく、引き続き子育て支援として、学校給食費の一部補助として使うということは考えられませんか。

議長（山田勝男） 渡瀬教育部長。

教育部長（渡瀬充規）（登壇） それでは、神崎議員の1問目のご質問にお答えさせていただきます。

文部科学省は平成29年度に給食費の無償化に関する全国調査を実施し、平成30年7月に調査結果が公表されました。その調査結果によりますと、最も多いのが「無償化していない」で70.9%、次いで「一部を補助している」が24.4%で、「無償化している」がわずか4.4%であると報告されております。

また、県内の状況ですが、給食費の無償化を実施している自治体は御杖村、黒滝村、野迫川村、上北山村の4村であり、児童・生徒数が少ない過疎地であるのが現状でございます。

本町の月額給食費は小学校が4,000円、中学校が4,200円で、生活困窮世帯につきましては減免措置を講じるなど、保護者の負担軽減に努めているところでもあります。

こうした中、給食費の負担につきましては、学校給食法第11条第1項に施設及び設備や運営に関する経費は設置者負担とし、それ以外の経費は保護者が負担することと規定されております。このことから、保護者に負担いただいている給食費、例えば平成30年度予算額約9,200万円は全額食材費に充てているところでございます。

さて、議員もご承知のとおり、本年2月に幼児教育・保育を無償化する子ども・子育て支援法改正案が閣議決定され、本年10月から幼児教育・保育無償化制度が実施される予定でございます。本制度の実施に伴い、三郷町ではどれくらいの財源が生まれるのかとのご質問であります。改正案では、必要な費用は原則として国が2分の1、都道府県と市町村が4分の1ずつ負担し、公立の施設は全額負担する、ただし、平成31年度のみが国が全額負担するとのこととありますことから、平成31年度上半期の6か月につきましては、担当課試算では約250万円程度余剰となると聞いております。子育て支援のために充当可能かとのことですが、平成32年度以降につきましては、本町において保育料等の収入が減少する半面、保育等に係る町負担が増大し、毎年約850万円以上の負担増となることとなります。

以上のことから、本町といたしましては、今回の幼児教育・保育の無償化に伴う学校給食費の一部補助は考えておりませんので、ご了承願いたいと思います。

以上でございます。

議長（山田勝男） 再質問を許します。

1番（神崎静代）（登壇） 私が一般質問を提出したときには、無償化について詳細がまだ決まっていなかったんですけれども、その後に決まりまして、今、答弁があったような、財源が生まれるどころか逆に持ち出しになるというようなことになりました。

国は、当初は無償化に係る自治体の財政負担はできるだけ少なくすると言っていたんですけれども、結局、公立の場合は100%市町村が出さないといけないというようなことになっています。私立の場合でも4分の1は負担をするということになっています。ということは、公立の保育園とか幼稚園が多い過疎のところな

んかは、民営の人が入ってくるあれがないと思いますので、そういうこと言ったら、本当に私立がないところでは大変な自治体が負担をせなあかんというようなことになり、国はすごい無償化だとアピールしていますが、地方自治体にとっては大変、地方いじめのようなやり方だなと思います。

そのことについてはいろいろ、無償化についてもいろいろ問題があるんですけど、この質問の意図は学校給食費の無償化ですので、その問題については一応置いておきますけれども。

現在、三郷町では子育て支援ということで、さまざまな施策を行っています。そして、だんだんそういった子育て支援をやっている自治体がふえてきていますので、子育て支援の目玉というのになりにくくなってきているかなと思います。

先ほど部長がおっしゃいましたように、無償化しているところというのは、全国では全体の4.4%ということになるというのは、やっぱり三郷町でもすごい財源がたくさん要するという、どこの自治体でもそういうことになるんだと思いますけれども、これから子育て支援という観点から考えていきますと、いろんなことが実施されていますので、学校給食への助成というのが子育て支援の課題になるのではないかと私は思うんですけれども、その点について町長はどのようにお考えでしょうか。ちょっとお考えをお聞かせください。

議長（山田勝男） 森町長。

町長（森 宏範）（登壇） それでは、神崎議員の質問に答えさせていただきたいなと思うわけですが、いきなり急に飛んできましたので、何を言っているかなと今思っていますけれども。

まず、給食費の件に関しましては、先ほど部長が申したとおり、31年度では250万助かるな、でも、そのあと、850万ずつが要ということで、三郷町としても無償化に踏み切ることはできないという答弁をさせていただいたとおりでございます。

私もその点については、これはいたし方ないなと思うんですけれども、しかしながら、給食費を減免する、それはできませんが、ただ、やっぱり今、安心・安全な給食を提供している中で、子ども達がそれを食べて、そして、食べたものでどういう体に有効かということをもっともっと食育という面に置きかえていきたいなと思います。これは給食費からいただいたのでやるわけではなくて、新たな、31年度はまだ予算はある程度しか組んでいませんけれども、今後、食育の

部分を伸ばしてきたいと私は思っております。

そして、一番の質問は、子育てのことについておっしゃっていただいたと思います。平成30年の4月1日からこども未来創造部というものをつくりました。そして、ワンストップ化をしたわけでございます。おかげさまで、そこについては非常に好評を得ております。いろんな問題をあちこちへ行かなければ解決できなかったのを、一つの部署でやっていけた。そして、教育に関しても教育委員会との連携、そして、障害をお持ちの子どもさんがおられる家庭に対しては、社協も含めて、社協、こども未来創造部、そして教育委員会と、こういう連携のもと、今、進めているわけでございます。そういう施策をどんどん、どんどん進めていきたい。そして、子育てのしやすいまちをつくっていききたいと思うわけでございますが、それと同時に、先ほど聞きなれない言葉があったと思います。スマートシティS A N G O B W A構想、何かと思われたと思います。

これは、スマートシティ、要は私のようなスマートな体のことを言うんじゃないくて、スマートといいますのは生産性の向上とか利便性、そして高効率という意味のまちをつくっていきこうということなんですね。B W Aといいますのは、B r o a d b a n d W i r e l e s s A c c e s s、要は三郷町をネットワーク化するのは、今まで光ファイバーとか、そういうもので、ある程度ネットワークをつくっていました。しかし、それを今度、無線にしようというのがそれなんですね。

なぜこうしようかと思いついたのは、やはり経費の問題があります。光回線を借りますと非常に金額が高くなって、そして経費の負担が非常に高くなるということで、無線化しようということです。無線化したらどうなるかといいますと、やはりいろんなデータが集約できるんですね。町のほうに集約できます。データを集約したやつ、これを今度、それをデータの解析をします。解析したやつを利活用して、よりよいまちにしていこうという、これはちょっと大ざっぱな説明になりますけども、そういうことなんですね。

どこどこに使えるのかといいますと、防災ですね。まず一番は大きく防災に使いたい。そして防犯にも使いたい。そして教育にも使いたい。そして農業にも、観光にも、そして医療・介護にも使っていきたい。こういうことをデータを収集し、分析・解析してから、それを利活用していく、これがB W A構想というものになってきます。

そこで、そしたら、子育てについてはどういうことをできるのとおっしゃいましたら、やはり子育ての中には女性の活躍というのも入れ込んで、子どもを産んだから家庭で仕事ができることがないかということで、テレワークに重点を置いて仕事をふやしていこう。そうすれば、子育てしながら家で仕事ができる、こういう社会を、三郷町をつかっていきたい。これが子育てのしやすいまちづくりになるのではないかなとは思っています。

もう一個、具体的な例を示しますと、子どもさんが生まれたときに、生まれる前からですけれども、保健師がそちらのお宅へ行って、いろんなデータを収集します。そのデータが莫大な量になってきます。そのデータでもって次に健診させていただいたときのデータを入れて、それを分析したら、順調よく育っているのか、それとも、ちょっとこの辺が気になるなというところがわかってくると思っています。そこまでは今やっていることなので、余り大して進捗はないと思うんですけれども、要するにそこへ行ったときに、災害があったとき、そのお母さん、そして子どもさんが逃げる必要、要支援が要りますかということのデータ化をしようとしているんです。そうしたら、子どもが小さいから、私は逃げるときにちょっと不便なので誰か助けてください、こういうこともできるかなと思っています。

そういう、大ざっぱな説明になりましたけれども、将来的にこういうBWAという無線を使って、まちをスマート化していこうというのがそれでございます。一部の例だけを挙げさせていただきましたけれども、あらゆる分野に、こういうことが使っていける、そういう時代になってきたのかなと思えます。

これについては、構想という部分だけでしか今、出しておりませんので、31年度である程度どうしていくか、ソフト化をどうするのか、またハード化をどうするのか、これは皆さんといろいろと議論しながら構築していきたいと思えますので、そのときはご協力よろしくお願ひします。ありがとうございました。

議長（山田勝男） 1問目の質問は終了しました。

続きまして、2問目の質問に移ります。

1番、神崎静代議員。

1番（神崎静代）（登壇） 学校給食以外の、何かもっと壮大なことを考えていらっしゃるようで。

では、次の質問に移ります。国保のことです。

三郷町もそうですけれども、全国どこでも高過ぎる国民健康保険税に住民が悲

鳴を上げています。政府の試算でも、国保加入者の平均保険税は1人当たり、中小企業の労働者が加入する協会けんぽの1.3倍、大企業の労働者が加入する組合健保の1.7倍という水準です。同じ年収、同じような世帯構成であっても、加入する医療保険が違くと負担する保険料が違ってくるということになります。

国民の4人に1人が加入し、国民皆保険制度の重要な柱を担うべき国保が、他の医療保険制度に比べて著しく不公平で大変重い負担を強いる制度になっています。そもそも公的医療保険は国民に平等に医療を保証するための仕組みであり、加入する保険によって、負担や給付に格差があることは制度の趣旨に反します。政府、厚生労働省も、全国知事会、全国市長会など地方団体も、医師会など医療関係者も国保を、国民皆保険を下支えする最後のセーフティネットと位置づけております。

ところが、厚生労働省の2017年度国民健康保険実態調査報告によりますと、これは全ての保険者と加入者世帯を調査対象にして、2017年9月末時点の保険料や加入者世帯の状況を調べたものですが、それによりますと、2017年度の国保に加入する1世帯当たりの平均所得は136万1,000円で、10年前の2007年度の166万9,000円と比べて2割近く減っていますが、平均所得に対する平均保険料負担率は07年度の8.7%から、17年度は10.5%と2割近く重くなっています。2016年3月末の保険料負担率は協会けんぽが7.5%、組合健保が5.8%ですから、調査報告から国保の保険料負担の重さが浮き彫りになっています。

全国知事会、全国市長会などの地方団体は、2013年から15年にかけて、国保の都道府県化に向けた政府との協議の場で、加入者の所得は低いのに、保険税が一番高いという矛盾こそ国保の構造的問題であるとの立場を鮮明に打ち出し、2014年に全国知事会は与党との交渉の中で、国保税を協会けんぽ並みに引き下げるには1兆円の公費負担が必要という試算を示し、国庫負担の引き上げを国に要求しました。

被用者保険の保険料は収入に保険料率を掛けて計算するだけですが、国保は被用者保険にはない、世帯の人数に応じて課される均等割、各世帯に定額で課される平等割があります。2016年度の厚労省の国保実態調査によれば、全国の国保で算定されている均等割と平等割の総額は1.46兆円です。応能割の法定減額によって公費で補填されているのが0.4兆円ですから、それを差し引きます

と、およそ1兆円と計算をされます。これが試算の内容です。ですから、公費を1兆円投入すれば、均等割と平等割をなくして、協会けんぽ並みの水準となるという試算を示して、国庫の負担の引き上げを要求したというわけです。

現行の国保制度がスタートした当初、社会保障制度審議会の1962年勧告では、国民健康保険は被保険者に低所得者が多いこと、保険料に事業主負担がないことなどのため、どうしても相当額、国庫負担する必要があると認めていましたが、自民党政権は1984年の法改定で国保への定率国庫負担を削減したのを皮切りに、国庫負担を抑制し続けてきました。

また、加入者の構成も、かつては7割が農林水産業と自営業でしたが、今では43%が無職、34%が非正規雇用などとなっています。

現在の国保税の高騰は、国保に対する国の財政責任の後退と、国保加入者の貧困化・高齢化・重症化の中で引き起こされたものです。これを打開するには、全国知事会などが言っているように、国庫負担、公費負担をふやす以外に道はないと思いますけれども、これについて町はどのようにお考えでしょうか。

議長（山田勝男） 大西住民福祉部長。

住民福祉部長（大西孝浩）（登壇） それでは、神崎議員の2問目のご質問にお答えをさせていただきますと思います。

国民健康保険は被用者保険などに属さない全ての人が入り、国民皆保険の最後のとりでとして基盤的役割を果たしてきたところではありますが、他の制度と比べ、被保険者の年齢構成が高く、医療費水準が高い、また、低所得世帯が多く、所得に占める保険税負担が重いといった構造的な問題を数多く抱えており、国保財政の脆弱化が進んできております。

こうした問題を解決するために、平成27年に国保の運営のあり方を見直すことを初めとした法改正が行われ、将来にわたり、国民皆保険を維持していくためには、全ての国民にとって給付の平等、負担の公平の実現が不可欠であると考えられております。

また、低所得者の加入が多い国保保険者の財政基盤を強化するため、平成27年度から保険者支援制度に1,700億円の公費拡充が実施され、これに加え、平成29年度からは、さらに1,700億円の公費が投入、毎年3,400億円が措置されることになりましたが、これを遅滞なく確実に実施し、必要に応じ、さらなる公費を投入するなど、引き続き財政基盤の強化を図るべきだとも考えら

れております。

そうした中、全国の市町村長を初め、国保関係者が一堂に会する国保制度改善強化全国大会においても、国保制度改革が実効あるものとなるよう、毎年3,400億円の公費投入を確実に行うとともに、保険料の激変緩和措置に必要な財源を確保するなど、財政支援を拡充し、財政基盤の強化を図るよう国に対し要望することを昨年11月に開催された大会においても決議されております。

そういったことから、町といたしましては、国保の保険者として、県とどう責任を果たすのかを十分考え、国保制度の維持のため、生駒郡町村会を通じて公費拡充を引き続き要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（山田勝男） 2問目の質問は終了しました。

1番、神崎静代議員の質問は以上をもって終了します。

それでは、6番、佐野英史議員。一問一答方式で行います。

6番（佐野英史）（登壇） では、議長のお許しを得まして、一般質問させていただきます。

まず、1番目に、「三郷町文書管理規程を条例化する考えはないか？」というテーマで質問させていただきます。

通告書にもありますように、国では一昨年に森友・加計問題が起きまして、その際、公文書の管理方法が大きく問われました。この森友・加計問題というのは、主なものというのは、公文書の改ざんというものが行われたわけなんですけども、それは組織的なのか、一部の職員がやったのか、まだ最終的には不明なままなんですけども、この公文書につきましては、実は2009年に公文書等の管理に関する法律が制定をされております。その際にも、この国の動きを受けまして、地方自治体でも条例制定をした自治体もあるんですけども、多くの自治体は条例という形ではなくて、規則や要綱という形で、国が法律を制定する以前から公文書の管理方法を規定しておりました。三郷町でも1998年に文書管理規程を設けておまして、その前年に三郷町では情報公開条例を定めております。

この森友・加計問題以降も地方自治体で条例化をする動きがふえておるわけなんですけども、昨年、総務省が進捗状況を確認したところ、市町村では12自治体、1,593自治体がまだ規則、要綱、あるいはその他の方法で公文書の管理をしているということでございます。

この森友・加計問題以降、条例を制定するという動きの中では、東京都がそれまでの要綱から条例に変えた。その背景になったのは、周知のとおり、豊洲市場問題というのがございまして、豊洲市場問題では盛り土をどの段階で誰が指示をして工法が変わったのかというものが、公文書として把握できなかったということが一つ背景にございました。

大体、森友・加計問題も含めて、不祥事ばかりが、そういう条例制定の要因になっているかと思われるんですけども、実は不祥事だけじゃなくて、改めて考えてみますと、国の公文書等の管理に関する法律では、「国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定める」というふうに書いてあります。

そのように行政が保有する文書というものは、国民や住民の共有財産と位置づけられているから、公文書の管理をしっかりと、作成もしっかりとしていこうという意味で、多くの自治体でも情報公開条例等で国民から請求があれば、住民から請求があれば、情報を開示していくというふうな動きがある意味では、情報公開を担保する意味では、しっかりと自治体が行政文書を管理・作成をしていくということが求められるものだと思います。

三郷町でも早くから文書管理規程を設けてはいるんですけども、これの第1条の（目的）では、「この規程は、文書事務の管理について、基本的な事項を定めることにより、文書事務の円滑かつ適正な実施を図ることを目的とする」というふうに書いています。

この要綱と条例の違いというのは、もちろん制定する議員、あるいは議会が関与するか、役所だけで処理をするかという違いもありますけども、多くの条例化している場合は、やはり共有財産というふうな形で書かれていることと、この三郷町の文書管理規程の場合は、あくまでも役所内部だけの文書管理、文書の作成についてが目的となっているのかなというふうに私は、個人的には感じます。そういう意味では、公文書の管理を厳格化していくということに関しましては、やはり条例化するというのも一つの考えではないかなと思いますので、町の考えをお聞かせください。

議長（山田勝男） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） それでは、佐野議員の1問目のご質問にお答えさせて

いただきます。

国の行政機関における公文書管理のあり方を包括的に定めた基本法として、平成21年7月に公文書等の管理に関する法律が制定され、平成23年4月に施行されております。

本町においては、平成9年3月に三郷町情報公開条例を制定、平成11年4月からこれを施行するとともに、平成10年2月に三郷町文書管理規程を制定し、公文書の管理と情報公開制度の運用を行ってまいりました。

議員ご指摘のとおり、公文書管理と情報公開制度は密接にリンクしており、住民の知る権利を担保する前提として、公文書の適切な管理は大変重要であると認識しております。

本町においては、本規程の制定と同時に、公文書管理システムを導入し、公文書管理担当課である総務課において、全庁的に各部署の全ての公文書を一括管理するとともに、公文書の保存年限の管理や新規文書の登録、廃棄等についても統一ルールを定め運用しております。

また、庁舎で発生する全ての公文書について、フォルダーごとに文書番号を付番し、各年度において庁内全体の文書貸し出しや保存状況のチェックを初め、文書廃棄や新規文書の登録の一斉点検を行い、運用に関する指導も含めて、適切かつ厳格に管理を行っているところです。

さて、公文書管理の条例化の状況についてであります。同法の施行以前は全ての地方公共団体のうち、条例化を行っている団体は3団体となっておりますが、同法施行後、総務省が昨年3月に公表した全国の条例制定状況によると、現在は都道府県では東京都など5団体、政令指定都市では大阪市など4団体、市町村では12団体の合計21団体となっており、今後も都道府県や大都市においてはふえていく傾向にあると考えられます。

これは都道府県や政令指定都市等においては、所管する行政機関の数自体が多く、発生する文書も膨大であり、行政機関ごとに異なるルールで運用していることが多いことから、これを統一的に管理するために条例化を行い、厳格化する必要があることが大きな要因であると考えられます。

同法の第34条では、「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない」と規定されております。

当町においては、ご説明申し上げましたとおり、法の趣旨にのっとり、従前から文書管理規程を基本とした統一ルールに基づき、適切かつ厳格に公文書管理を行っていることを認識していることから、当面のところ条例化する予定はございませんが、今後、全国的な条例化の動きにも注意しつつ、十分にその内容を精査して検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（山田勝男） 再質問を許します。

6番（佐野英史）（登壇） では、再質問させていただきます。

今、部長のほうから前向きといいますか、他の自治体の状況を鑑みながら、条例化については必要であれば検討するというふうな答弁をいただきました。

それ以前に、三郷町の文書管理をどのようにしているのかということも含めて説明をいただきました。規程が云々というよりも、しっかりとした形でやっていることはわかります。この文書管理規程でも、かなり事細かな形で条文がございます、さまざまな形で文書の管理、作成の方法等について規定をしておりますので、その点はしっかりしているのかなというふうに私は感じております。

今回、この条例化について、今、準備をしている自治体もあると思うんですけども、なぜこの条例化という形で、今まで規程とか規則、要綱で済ましてきたものが条例化という形になるのかといいますと、やっぱり規則とか規程というものは役所内部で作成をするものですので、条例というものは、あくまでも議会に諮って、住民の代表である議員がその採決をする、あるいは条例の中身について修正をするという形で成り立っていきますので、そういう意味では議会が関与することの重さ、そういう意味で条例化のほうがいいのではないかという学者のご意見もあることも事実です。そういう意味では、私どもは議会人として、条例を制定する、あるいは条例を提案するという権能も持っておりますので、これはどういうふうな形で今後、三郷町の文書管理を、条例がいいのか、今までの中でいいのかということは検討はしていかないといけませんけども、その点、しっかりと、先ほど部長が答弁がありましたように、知る権利を担保する上での文書管理ということを徹底してやっていただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

議長（山田勝男） 1問目の質問は終了しました。

続きまして、2問目の質問に移ります。

6番、佐野英史議員。

6 番（佐野英史）（登壇） では、2 番目の質問に移らせていただきます。

中央教育審議会答申を受けて教職員の働き方改革についてを質問させていただきます。

去る1月25日に中央教育審議会より答申が出されました。答申の内容といたしますのは、2017年の4月より初等中等教育分科会の学校における働き方改革特別部会で論議をしておりました教職員の働き方改革を主な内容とするものです。教職員の働き方が問題になっているのは、本来、教職員というのは、時間外勤務を命ずることはできないというふうな形になっています。それは超勤4項目というものがあまして、時間外勤務を命じることが可能となる4項目を除いては時間外労働ができないということになっております。

実際に、この働き方改革の以前に調査をしたところによりますと、2016年の調査では60時間から65時間の超過勤務というのが、大体主な、そこが一番多い層だということです。実際に100時間を超えた労働時間というのは0.2%程度だというふうに報告をされております。一部では、連合総研の調査によると、過労死ラインの月100時間超の残業が中学校で79.8%にも上っていると報告されていますが、日教組の調べでも文科省、厚生労働省の調査と同じように、大体60時間、65時間という超過勤務が一番多い時間帯だというふうになっております。

今回の答申の中では、一つ案として、時間外勤務の上限の目安が提案をされております。1か月45時間、1年間360時間ということになっております。この答申案の段階で、昨年12月に意見集約というか、パブリックコメントのようなものが行われておまして、おおむね今まで超過勤務を認めてないというか、実際、調査をして超過勤務をしておるわけなんですけども、それを初めて国として、こういう指針を出したということは評価をされているわけなんですけども、一方で、時間外労働を認めるのであれば、やはり民間の労働者と同じように、労働基準法を適用するような形で時間外勤務手当等を支給すべきじゃないかという意見が、そこに出てきております。

今回、この目安だけじゃなくて、負担軽減を国としても地方の教育委員会にいろんな提案をしているわけなんですけども、負担軽減策の主なものというのは、業務分担、業務改善ということで、教職員じゃなくてもいい業務は見直していく、あるいは外部化をしていくということなんですけども、既に三郷町では学校ボラ

ンティアとか、奈良学園大学の協力を得て、学校運営に取り組んでいるわけなんですけども、今回の新年度予算でも、国が進めておりますように、専門職とかサポートスタッフを雇用する、あるいは部活動の外部化等で予算化をしておりますので、かなり進んでいるとは思いますが、今現在、三郷町として教職員の働き方の改革はどの程度進んでおりますか、進捗状況をお聞かせください。よろしく申し上げます。

議長（山田勝男） 渡瀬教育部長。

教育部長（渡瀬充規）（登壇） それでは、佐野議員の2問目のご質問にお答えさせていただきます。

社会の急激な変化が進む中で、子ども達がしっかりと自立し、健やかに成長していくため、学校教育の改善・充実が求められていますが、学習指導のみならず、学校が抱える諸課題は日々、複雑化・困難化しております。

このような中、平成28年度に実施した教員の勤務実態調査で、月約80時間の時間外勤務をしている公立学校教員は小学校で約3割、中学校で約6割という勤務実態が明らかとなりました。主な要因といたしまして、若手教員の増加、総授業時間数の増加、中学校における部活動指導時間の増加などが挙げられます。

これを受け、文部科学省では、教員の長時間勤務について看過できない深刻な状況と指摘し、時間外勤務の上限を月45時間、年360時間を目安とするガイドラインが示されたところでございます。

また、教員のこれまでの働き方改革を見直し、自らの授業手腕を磨くとともに、その人間性や創造性を高め、子ども達に対して効果的な教育活動が実現できるよう、文部科学省では学校における働き方改革を進めております。

一方、本町教育委員会では、学校現場での声を聞くために2か月に一度、校園長会議を開催し、学校長及び園長を交えて、学校からの要望や相談案件についての情報を共有しております。

また、小中学校教職員組合の教員とは、年に3回協議の場を設けるとともに、年に一度の学校計画訪問の際も小中学校の全教員から意見などを聞き、可能な限り要望にお応えすることで、教員の負担を少しでも軽減する努力をしております。

さらには、学校支援ボランティア及び奈良学園大学に加え、地域住民の方々の協力を得ながら、学校運営にも取り組んでいるところでございます。

今後学校における働き方改革の実現に向けた環境整備を進めるに当たり、教員の庶務負担を軽減するため、小中学校にスクールサポートスタッフを各校1名の計3名、そして部活動に対する指導教員の負担を軽減するため、中学校に部活動の外部専門員1名を配置するため、来年度予算において所要額を計上させていただきます。

いずれにしましても、今後とも教職員及び専門スタッフ等、学校指導・運営体制の効果的な強化・充実を図り、働き方改革の推進を進めてまいりたいと考えております。

なお、学校給食費の公会計化ですが、本町では学校長が管理を行う私会計制度ではなく、給食費を町会計に受け入れ、使用する給食材料費を町予算から支出している公会計制度を運用しているところでございます。

以上でございます。

議長（山田勝男） 再質問を許します。

6番（佐野英史）（登壇） 今、部長のほうから答弁をいただきました。しっかりと現場とコミュニケーションをとりながら、現場の声もちゃんと教育委員会として聞いているということで安心をしております。

今年度予算でも、新年度予算でも、そういうサポートスタッフ、あるいは部活動の講師等の予算を組んでいただいております。文部科学省の調査でも、小学校の場合は、小学校の時間外勤務が多い理由としましては、時間外勤務ではないんですけども、労働に対する負担ということで、給食も指導の一環として生徒と一緒にとると。休み時間も生徒と一緒に遊びながら、生徒の状況であったり、安全対策というものもやらなければならないために教職員は負担が多いというふうに言われています。中学校の場合は、やっぱりPTAとか地域活動の中で、先生もいろいろ出ていかないといけない部分というのが多いと。それと、部活動とか学校行事等で先生も休日出勤等をしなければならないということがあるということで、文部科学省の労働が、負担が重い理由として挙がっているわけなんですけども、今回、部活動の外部化、部活動に対して先生以外の専門の方が指導をしていくということがふえていけば、恐らく休日に先生が部活動にかかわっていくということも少なくなっていくでしょうし、そういうことが徹底されていくと、80時間労働と言われているものが、45時間というものにまで、ガイドラインの中で抑えられていくことができるのかなというふうにも感じられます。

そういう意味では、今回は国も含めて、いろいろな形で財政支援をしていただいておりますので、今後としても、三郷町としても、できる限り教職員の負担を軽減していく、そして学校がよいものになっていくように取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

議長（山田勝男） 6番、佐野英史議員の質問は、以上をもって終結します。

それでは、10番、伊藤勇二議員。

10番（伊藤勇二）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきまして、一般質問させていただきます。

大きな台風や自然災害に対する避難所への対応についてということでございます。

一昨年（2019年）の10月22日の台風21号が記憶に新しいと思いますが、今後、想定されます台風、これまでになかったような豪雨災害、そして近い将来、必ず起こり得ると言われる東南海・南海トラフ地震に対して、最悪の事態を想定して、三郷町はどのような避難所への対応をお考えですか。障害者、体力の衰えた高齢者や認知症の方など、避難における要配慮者への対応も含めてお答えください。

議長（山田勝男） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） それでは、伊藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、昨年においては7月から9月の間に台風が4回、奈良県に最接近し、本町においても避難情報を発令し、対応したところでございます。また、6月には大阪府北部地震が発生するなど、近年の防災を取り巻く状況は災害の多様化・大規模化など、大きく変化しております。

このような中、今年度、建てかえが完了した三郷中学校内に要配慮者の方にも対応できる福祉避難所を併設いたしました。その結果、指定避難所が11か所、うち福祉避難所が2か所、補助避難所が18か所、一時避難地が24か所の合計53か所を避難施設として指定しております。そして、その運用といたしまして、土砂災害警戒情報の発令時や台風が近畿地方に接近するおそれがある場合には、早目早目の対応が必要となることから、早期に避難準備・高齢者等避難開始を発令し、ちいすてっぷ、給食センター、三郷小学校、三郷北小学校、南畑幼稚園、立野連合自治会館、そしてふれあい交流センターの7か所の避難所を開設してい

るところでございます。

今後におきましても、災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、災害の種類・被害状況等を勘案し、適切な避難所を選定するとともに、速やかに開設してまいりたいと考えております。

また、特に自力避難が困難な避難行動要支援者・要配慮者となる65歳以上の単身高齢者や、75歳以上の夫婦世帯、要介護3から5の認定を受けている方、身体障害者手帳を交付されている方等への対応につきましては、公助では平時より避難行動要支援者名簿を作成し、毎年度、定期的に更新を行っております。

しかし、避難準備・高齢者等避難開始等の避難情報を発令した場合には、まずは自助共助において避難していただく必要がございます。そこで配慮を必要とされる方に緊急情報を知らせてもらえる方、安否を確認してくれる方など、身近な方々がお互い助け合うことができる環境づくりを町として支援していくことが必要であると考えております。

さらに、避難指示以上の切迫した状況下では、浸水常襲地域等に取り残されることがなく、避難誘導できるよう社会福祉協議会や自治会、自主防災組織、そして社会福祉サービス事業者等とも連携を図り、今後、具体的な支援体制の整備を行っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（山田勝男） 再質問を許します。

10番（伊藤勇二）（登壇） ただいま加地部長さんからもお答えいただいたんですけども、私、この一般質問をさせていただく上で一番言いたかったことというんですか、これから申し上げたいと思うんですが。

31年3月1日現在で三郷町1万450世帯、男性が1万936人、女性が1万2,118人、合計2万3,050人いらっしゃるわけですが、どんな大きな台風が来ても、どんな大きな自然災害が来ても、避難所への逃げおくれによって命を落とすことが絶対にあってはならないと考えます。真備町の災害、鬼怒川の氾濫等をテレビや新聞で見っておりますと、三郷町も決して安全だとは言えません。

昨年の10月の台風21号での奈良県の住宅浸水が255軒ございました。私の持っているこちらの「ならリビング」の資料を今、とっているんですけども、避難指示の対象が10月27日7時、最大1万4,806世帯、3万3,777

人に達するなど、各地に影響が残りました。大和川沿いの三郷町立野南1の線路では、遮断機の真下まで水がつかりました。もう決して人ごとではないわけでございます。

私、申し上げたいのは、昨年6月の一般質問で三郷町スタンプラリー30の創設をというふうに申し上げたときに、これは三郷町の魅力発信であるとか、高齢者の健康対策とか言ったんですけども、第一番目にどこへ避難すればいいのかというところを見ていただきたいという一般質問でございました。いろいろと地元の人と会話をするんですけども、なかなかどこへ避難したらいいのか、わかっていられない方も今もいらっしゃいます。

今日朝から総務課長さんともお話もしていたんですけども、指定避難所とか、先ほどの申し上げていました補助避難所とか、一時避難地というんですかね、こちらの意味もマップには書いてないんですね。まずもって家庭の中で、我が家の防災メモで我が家の避難所ということで、全ての皆さんに知っていただいて、森町長さん、よくおっしゃっている、自分の自覚でとにかく逃げてくださいと、いろんな場所で災害を守るのは自分自身ですよという自助のところですね。その意識を高めていただきたいんですけども、それを高めていただく取り組みを行政にやっていただきたいというふうに考えております。

私、実は11月1日発行、昨年のもので、編集後記にもこのように書かせていただいています。「頻発する自然災害に対して、大和川が氾濫したときには、どこに避難すればいいのかを全ての住民の皆様を知っていただき、また、土砂災害のおそれに対して、どのように行動し、自分の命を守るのかを知っていただく必要があります。この編集後記を読んでいただいたら、すぐにでもハザードマップでご確認ください。議会議員に聞いていただければ、親切・丁寧・笑顔で対応させていただきます」というふうに書かせていただいております。

住民の皆様意識、自分の命を自分で守ることについて、三郷町はどのようにお考えであるのかをお聞かせください。よろしく申し上げます。

議長（山田勝男） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） それでは、伊藤議員の再質問にお答えさせていただきます。

今、おっしゃられましたとおり、自助共助の重要性というのは非常に大事になってくるのかなというふうに考えております。地域防災力の向上には、自主防災

会や住民一人一人が自分の命は自分で守る、隣近所で声をかけ合い助け合うなど、自助共助の重要性を認識していただくことが大切であるとの考えから、自主防災会や自治会への積極的にアプローチをこれからも行っていきたいと考えております。

そして、住民の方々に意識を高めてもらうために取り組みといたしましては、平成30年度、今年度には、まず8月に防災フェスタを給食センターのほうで、この福祉避難所の機能も備わった給食センターで行いました。そこには161の方が参加いただきまして、そこで防災訓練を実施、そしてまた、自主防災組織向けのセミナーということで、防災士の北村様による講演もしていただきました。

そしてまた、最近なんですけども、2月の23日、これは町民ワークショップということで、参加者62名が来ていただきまして、マイ・タイムライン、今、伊藤議員おっしゃられたような、自分達の逃げるときであったり、どういう形で進めていくかということも含めた、その作成であったり、避難所運営ゲームというのも体験していただきまして、かなり盛り上がり、充実した結果となったように聞いております。

そして、来年度、31年度につきましても、防災セミナーを今回予算化させていただいております。こちらには自主防災会、自主防災リーダーを対象としたセミナーを開催いたしまして、情報交換いたしまして、横のつながり、それらを持てる環境を行政としてつくっていきまして、最終的には、この防災士会とか、そのあたりと連携を図りまして、共助の意識を高めて、最終的には個人個人の意識を高めていき、災害に強いまちづくりに向けて努めてまいりたいと考えているところでございます。

議長（山田勝男） 再々質問を許します。

10番（伊藤勇二）（登壇） 今、加地部長からご答弁をいただきまして、いろんな取り組みをたくさんやっています。

その中で住民の方の意識がどれほど高まっているのかということをお考えますと、やはりいろんな方とお話をして、先日も私、ある会合で、防災士もいらっしゃる、ほかの、居酒屋の経営者の方とか、福祉施設でお勤めの方とか、いろんな方がいらっしゃるんですけども、避難勧告と避難指示とどちらが強制力がございませうかというお話をわざとしたら、その方は、それは避難勧告でしょうとおっしゃるんですね。行政では避難指示のほうが強制力があるわけなんです。

自分の命を自分で守るといふ、奈良県トラック協会のこういうチラシも見ていただいていると思うんですけども、とにかく早目の行動をとというのが一番大事なんです。テレビとかでは、役場に電話して、今、水が来ていますとか、子どもに逃げられへんとか、そういうことを三郷では絶対にあってはならないということを今のうちからどんどん、どんどんやっていただかないといけないと思います。

こちらの資料なんですけども、去年の10月13日に奈良県人権集会のときにいただいた宇陀市伊那佐地区人推協の参考資料なんですけども、台風が来る3日前の防災気象情報とあなたの行動と、こういうふうにならぬと並べて書いてあるんです。そうしたら、やっぱりこういう資料も三郷町にあったらいいのかなと、非常に具体的なんです。最初、情報があつてから、家族の予定とか連絡方法の確認、避難所・避難経路の確認、近所の高齢者の所在を確認する、車の利用の備えでガソリンを入れておくとか、非常に具体的な資料もあります。

災害に強いまちづくりということで取り組みは確かにしていただいているんですけども、今後、例えば平成27年6月20日に三郷町防災講演会の奈良地方気象台の土砂災害気象官、坂地忠先生、こういった資料も私、昨日、読んでいたんですけどね。自然災害から身を守る心得、一番大切なことは自分の身は自分で守る。家族や近所のみinnで助け合う。日ごろからの準備とか、気象情報の確認とか、状況に即した行動をとということで、危険な場所にいる場合や避難に時間がかかる場合は、早目の自主避難。これさえ三郷町の全ての人の、皆様の意識に徹底できれば、水がば一と上がってきて、役場に電話して助けに来てくれとか、自分の子どもにもうあかんとか、テレビで実際、やっているような状況というのは避けられると思うんです。

ですから、そういう意識の向上をやっていただくために、例えば有名な講師を招いての防災イベントの実施でありますとか、三郷町主催の防災訓練の実施、こういうことも含めてまた、先ほど指定避難所とおっしゃっていましたが、三郷小学校体育館、三郷北小学校体育館、南畑幼稚園、ふれあい交流センター、ちいすてっぷ、学校給食センター、立野連合自治会など、こういった指定避難所に集まる訓練をぜひともやっていただきたい、やるべきだと考えております。三郷町のお考えを再度お聞かせください。よろしく申し上げます。

議長（山田勝男） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） それでは、伊藤議員の再々質問にお答えさせていただ

きます。

今、議員おっしゃられた内容的に、やはりまず自助共助の大切さであったり、その辺のことを言われておりました。どこへ逃げたらいいのかというような文書を見せていただきました。まさしくそのあたりが、マイ・タイムラインを各自で決めておくといったところが非常に大事になってくるのかなと思います。

そしてまた、これらの意識を高めるために、訓練はもちろんしていくわけなんですけども、どんどんこの意識を高めるために、広げていくためには防災リーダーというのを、やはりこれからどんどん、どんどん広げていく必要があるのかなと。そういうことで防災メンターという言い方をするのかどうかわかりませんが、そういったところで、1人の方が次の方へ、次の方がその次の方へということで広げていくといったことを、これからどんどん町といたしましても、その方向で広げていきたいなど。そして、その中で防災訓練を今、議員おっしゃられたようなことも踏まえまして、去年も行いましたけども、今後も防災訓練のほうは引き続き検討していきたい、やっていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（山田勝男） 10番、伊藤勇二議員の質問は、以上をもって終結します。

暫時休憩します。再開2時40分。

休 憩 午後 2時20分

再 開 午後 2時40分

議長（山田勝男） 休憩を解き、再開します。

それでは、5番、先山哲子議員。一問一答方式で行います。

5番（先山哲子）（登壇） 議長のお許しを得まして、私の質問をさせていただきます。

皆さん、お疲れとしますので、手短な質問をさせていただきます。

まず1問目、レオパレス21施工不良問題について。

皆さん、ニュースでよくご存じと思いますが、ワンルーム・ウィークリーマンション・レオパレス21が天井、壁等に不備があり、違法建築であることが発覚し、大変問題になっております。全国で1,324棟ですか、そのうち624棟は特に危険で即、入居者は退去しなければならないとのこと。ずさんな管理体制が露呈し、大きな問題となっておりますが、三郷町内には一体何棟のレオパレスが存在しておりますでしょうか。また、問題の対象となる物件は幾つあるのか、お知らせください。

議長（山田勝男） 西村環境整備部長。

環境整備部長（西村敦司）（登壇） それでは、先山議員の1問目のご質問にお答えしてまいります。

レオパレス21の施工不良問題につきましては、先月の2月7日付での各マスコミ報道や、またご質問にもありますとおり、平成8年から13年に建築された共同住宅の一部に、建築物の界壁、外壁及び天井が建築基準法上の法定仕様に適合していない施工不良が発覚いたしました。

対象物件は全国33都道府県で1,324件あり、奈良県においても天井部分に不適合があるとして16件がその対象となっており、入居者の安全を脅かす大変懸念される社会問題となっております。

これらの報道内容は、レオパレス21が昨年4月27日及び5月29日に公表した建物の界壁の不備を把握したことに伴い、同社が実施してきた調査の過程において新たに外壁や天井にも不備の疑いがあることが判明したことから、その旨を10月4日に国土交通省へ報告されました。

その後、国土交通省からの事実確認や物件特定などの行政指導を受けて、詳細調査が進められ、本年2月6日に調査結果を報告されたもので、その内容が今回報道されているものでございます。

本町の対象物件に関するご質問ですが、レオパレス21東京本社に確認いたしましたところ、このたび公表された調査対象は鉄骨造3階建ての準耐火構造物に当たる建物の調査結果で、本町において建築されている棟数9棟については、今回の調査対象には該当していないとの回答をいただいております。

あわせて、町内9棟のうち、現在3棟が調査中で、ほかの6棟についても今後調査を実施していく予定と伺っています。今後も全国的な進展状況を慎重に見守るとともに、国・県の行政指導に合わせ対応してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（山田勝男） 再質問を許します。

5番（先山哲子）（登壇） 問題の物件は耐震問題もあり、火災の際には火の回りが速くなるなど、近隣の住民の方も大変心配しておられます。

私の住んでいる城山台も17年くらい前に建ちました。建築に当たって、近隣住民の反対運動もありまして、すったもんだの末、やっぱり違法ではなければ建つということで建設されました。今回の件で近隣の方は本当に、城山台のレオパ

レスは本当にどうなのかと大変不安に思っておられます。

今、部長のお答えでは、平成8年から平成13年までの間の物件が云々とおっしゃいましたが、3階建てですか、城山台は2階建てです。でも、建築中、私のほん近くですので、しょっちゅう車で通るわけですが、工期の期間も短いし、何かぺらぺらした感じで、何かプレハブのもっとちゃっちゃい感じの印象は受けました。

一応、町内の9棟の物件も調査するし、今後また調査をするということですが、この調査はレオパレス関係者が調査するわけですか。それとも、公的な機関が調査や指導義務はないのかどうか、お聞きしたいと思います。

議長（山田勝男） 西村環境整備部長。

環境整備部長（西村敦司）（登壇） 先山議員さんの再質問にお答えしてまいります。

前回の報告の状況を見てみますと、レオパレス21自身が調査をした結果を公表されておりますので、今回、町内において調査されている物件も同様のやり方でされると思います。

以上です。

議長（山田勝男） 再々質問を許します。

5番（先山哲子）（登壇） ということは、第三者機関ではなくて、身内が身内を調査するという形になろうかと思いますが、その点、またそれに絡んで心配な、身内を身内がするわけですから。

全国的にすごい数なので、それをまた改築するとか、いろんな耐震面とか、いろいろとするに当たっては大変な金額にもなろうと思いますので、その辺がちょっと信頼できるのかどうか、その辺は心配ありますので、何かあればまた、町もかかわって行って、頭の中には入れて行ってほしいなと思います。

議長（山田勝男） 西村環境整備部長。

環境整備部長（西村敦司）（登壇） 先山議員の再々質問にお答えしてまいります。

レオパレスのほうは6月までに全棟調査を行って、10月までに補修工事を完了させる計画を示されているようです。ただ、そのような中、国土交通大臣は本日の記者会見で、その改修工事をこの夏までに終わらせろという指示をされたようでもございます。このような状況の中で、どういうふうに進んでいくのか、進捗を見守る必要があるかと思っておりますけども、さらに県と連絡を密にしながら対応していきたいと思っております。

以上です。

議長（山田勝男） 1 問目の質問は終了しました。

続きまして、2 問目の質問に移ります。

5 番、先山哲子議員。

5 番（先山哲子）（登壇） 次に、「D. V. D o m e s t i c V i o l e n c e」について質問したいと思います。

千葉県で父親による 10 歳女兒への虐待で死亡するという痛ましい事件がありました。対応や対処のまずさの問題も含め、このようなニュースは一向にあとを絶ちません。うちの中のことはなかなか表に出ず、表沙汰になったり、また、事が大きくなってから、やっと事象がわかるということもあり、水面下のことを含めると、かなりの数になると言われております。

つい半月前にも母親が子どもを布団たたきでたたき、学校であざを見つけ、母親が逮捕されたり、また、乳児を保護者が揺さぶったり、布団や床にたたきつけて死亡した、あるいはまた、脳障害になったとかいう事件も、いろいろと皆さんご存じのように、ニュースになっております。どこまでがしつけで、どこからが虐待なのか難しい面もございます。また、国連からは、日本は子どもへの虐待が非常に多いと指摘されております。

私の周りでも、子どもへの虐待というんですか、暴言とか、今までにちょこちょこ耳に、私の近隣でも実際ありましたし、いろいろと私の耳にも入っております。例えば子どもを寒い夜に外に出したままで、近所の方が見かねて、保護者の方にひどいんじゃないかということで、そういうことがちょこちょこ、その家族にはありました。そのお子さんも今、大きくなって、どっかに行ってられて、見かけないんですけれども、そういうこととか。

また、隣近所に聞こえるぐらいの大きな声で母親が子どもを叱り飛ばしているんですね。あんだけ怒っているんだったら、日常茶飯事だそうです、それだったら、多分身体的な虐待も多少はあるん違うかな、それぐらいひどいことを子どもに叱り飛ばしていることが、私のところに言うてこられたんですね。何かあったときには、ちょっと頭に入れておいてということで教育委員会に申し入れたこともあります。

そういったことも含めながら、実際に表に出たものしかわからないと思うんですけれども、三郷町の状況は一体どうなのかということで、いろいろ個人情報の

問題もありますので、言える範囲で結構ですので、教えていただきたいと思います。

文科省は登校していない児童・生徒、これは全国で数万人に上りますが、調査するよう全国の学校へ要請しました。このことに絡んで、どのように把握されているか、また、どのように対応していかれるのかも、もしわかっていたら、お聞かせください。

また、子どもへの虐待、DVの実態ですね。町が把握している、今までの件数、また内容、それもお聞かせください。そして、それに対して、わかった時点で、どのように対応、対処されてきたのか、この3点、お聞かせください。

議長（山田勝男） 窪こども未来創造部長。

こども未来創造部長（窪 順司）（登壇） それでは、先山議員の2問目のご質問にお答えをいたします。

児童虐待につきましては、香川県から東京都に引っ越しした5歳女児が父親に虐待され、昨年3月に死亡した事件や、今年1月の千葉県野田市で小学4年生女児が父親に虐待され、死亡した事件など、社会に大きな衝撃を与える痛ましい事件が報道されております。

国連の子どもの権利委員会からも、日本で子どもへの虐待などの暴力が高い頻度で報告されているとのことに懸念を示し、日本政府に対策強化を求める勧告が出されたところであります。

児童虐待の件数ですが、まず全国の児童相談所における相談件数は平成29年度では13万3,778件と、前年度から1万1,203件増加しております。これは過去最多で、統計をとり始めた平成2年度から27年連続で増加しております。

次に、三郷町における件数につきましては、平成29年度の件数が12件となっており、前年度から4件の減となっております。この内訳は身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、問題行動が各1件、今後、虐待発生のおそれがあり、見守りが必要なケースが8件となっております。また、平成30年度は12月時点で26件となっており、大きく増加しております。これは児童虐待の早期発見や通報が重要であることが、地域住民や関係機関への周知がなされてきた結果だと考えております。

そして、本町におきましては、虐待を受けている児童や虐待のおそれがある児

童の早期発見及び適切な保護を図るため、要保護児童対策地域協議会を平成23年度に設置し、奈良県中央こども家庭相談センターを初め、警察など、児童虐待にかかわる関係機関とネットワークを築いております。今後も関係機関と連携をより強化し、児童虐待による痛ましい事件が起こらないよう、早期発見と早期対応に努めてまいります。

そして、質問の中でもありました、出席をしていない子どもの調査につきましては、先般、文科省からと厚生労働省からのほうも調査がありました。現在、調査をしておりますけれども、今の段階では、そういった出席をしていない子どもへの確認は今現在やっておりますので、また機会がありましたら報告をしてまいりたいと思います。

議長（山田勝男） 再質問を許します。

5番（先山哲子）（登壇） 私の周りでもちょこちょこ聞くということは、水面下にはもっと数が多いと思います。とにかく情報が入れば、いざいうときは早目早目の対処をしていただきたいと、おっしゃられたように、いただきたいと思います。

今までが子どもの部分です。次は子ども以外の家庭内でのDVですね。例えば高齢者への虐待とか、また、介護疲れによる虐待、夫が妻へ、先日またニュースでありましたように、鹿児島で妻が子どもを連れて県外へ避難し、夫は妻の母親を殺害して車中に遺棄するという事件がございましたね。また、逆に、最近では妻が夫へ暴力を、虐待ということもあるようです。私はないですけれども。

また、お年寄りだけじゃなくて、おうちの中に結構ひきこもり、オタク族のお子さんがおられるところが、えっ、あそこも、あそこもといっって、ちょこちょこ耳にします。その中でひきこもりの息子が両親に、こうなったのは両親のせいやということで、家でしょっちゅう暴れる、刃物を持って暴れると。実際に私の知り合いのおうちが近所だったんですよ。助けてと言って、そのたびに近所のおうちに夫婦が飛び込んで、そういうこともありました。結局はそのお子さんは自分で命を断って、本当に痛ましい結末となったことが数年前、もう10年以上たちますわ、そういうことも私の身近でもあったんです。

そのように警察管轄の問題の部分もあると思いますけれども、例えば夫婦間で、先ほど言いました、子どもを連れて奥さんが主人のDVに耐えかねて出ていく。そういう場合は住民票を移すと、また追跡されて、またいろんな問題、ありましたよね、役所がうっかり言ったために、あと、しつこく主人が追いかけてきて、

またいろんな殺傷事件になったということもありました。例えばそういったものは、三郷町ではあるのかどうかですね。もし把握されておりましたら、お聞きしたいと思います。

議長（山田勝男） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） それでは、先山議員の2問目の再質問にお答えさせていただきます。

子ども以外の家庭内暴力の実態につきましては、平成29年度ではDVの相談が3件で、内容は全て身体的虐待・暴力でございます。また、高齢者虐待の相談件数は2件で、内容といたしましては身体的虐待・暴力、そして、年金等の財産を管理しております家族などからの経済的虐待でございます。そして、障害者虐待の相談件数につきましては3件で、内容は身体的虐待・暴力、心理的虐待、そして、養護者からの経済的虐待が各1件となっております。

なお、平成30年度の12月時点での件数につきましては、DVの相談が1件、高齢者虐待の相談が1件、障害者虐待の相談が3件といった状況でございます。

近年の社会情勢の変化に伴い、相談内容は複雑・多様化してきております。そのような相談に迅速かつ総合的に対応するには、関係機関との連携の強化が重要であり、今後におきましても、関係機関と密接に連携、協力し、当事者の立場に立ったきめ細やかな対応に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（山田勝男） 再々質問を許します。

5番（先山哲子）（登壇） 家庭内におけるDVも数件、いろいろと相談とかあったようでございますが、それはどのようにして対応して、解決はされたんでしょうか。その辺、もしわかっていれば、お聞かせください。とにかく情報があれば、早目早目に対応して対処して行って、あくまでも早く解決し、不幸な結果にならないようにしていただきたいと思います。それだけお答えいただいで、私の質問は手短かに終わらせていただきます。

議長（山田勝男） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 個人情報に関係もありますので、少し触れさせていただく分といたしましては、29年度に数字を挙げさせてもらったものが全て解決したわけではございません。それが30年度の12月のほうにも数字として入っている物件も3件ほどございますので、全てが解決しているわけではなく、解決

している件もございます。

以上です。

議長（山田勝男） 5番、先山哲子議員の質問は、以上をもって終了いたします。

それでは、9番、深木健宏議員。一問一答方式で行います。

9番（深木健宏）（登壇） 議長のお許しを得まして、私のほうから2点質問させていただきます。

まず1点目でございますけれども、介護制度における人材確保について。

介護制度、とりわけ介護保険制度は多岐にわたり複雑であります。少子高齢化の進展により、介護を必要とする人の増加とそれを支える人材不足は喫緊の課題だと言われております。急速に高齢社会を迎えた日本では、2000年に介護保険制度が導入されて、団塊の世代が後期高齢者になる2025年には全国で介護保険の利用者は約900万人に上ると言われております。介護保険制度の発展のためには、財政規模の抑制と介護従事者の確保は不可欠であります。

介護は3K的な職場と言われるというだけではなく、現保険制度では事業所全体の収入が規定され、その範囲内で介護事業者の裁量で賃金を設定することが難しいと言われております。一方で介護事業者に裁量を委ねても事業所支出に占める人件費比率が特養で約6割、通所訪問で7割から9割と高いため、介護費用の増加を通じて、介護財政をさらに逼迫させるおそれがあります。介護財政の抑制と介護従事者の確保とは両立が極めて難しい課題だと思っております。

介護労働者の現状は、一般的に介護労働者の就業形態は非正規職員に大きく依存しております。介護労働者の年齢構成には、介護施設職員については30歳から40歳が主流になっているが、訪問介護職員については60歳以上が約3割を占めていると言われております。

男女別に見ますと、介護施設職員、訪問介護員、いずれも女性の比率が高く、男性については40歳未満が主流であるが、女性については40歳以上の割合が、いずれの職種も過半数を占めております。

介護労働者の構造と採用、離職等を見ると、訪問は非常勤、施設は常勤職員が主体であり、施設のほうが常勤、非常勤を問わず、離職率が高いと言われております。このような中で、団塊の世代が後期高齢者となる2025年を展望すれば、介護福祉士の登録者数と介護職の従事者数の推移を見ますと、介護職の中核を担うことが期待される介護福祉士のうち、介護職の従事の中で障害分野等、他の福

祉分野に従事している者を除いての従事者は約半数程度にとどまっております。

そこで訪問介護士、いわゆるホームヘルパーの養成であります。介護職員の賃金、常勤労働者の平均賃金の水準は、産業統計の平均賃金と比較して低く、勤続年数が短い傾向にあります。このようなことから、介護職員の待遇・処遇改善の取り組みや福祉人材センターの取り組み、そのような中で国は介護保険制度の見直しに関する意見において、四つの視点と国、都道府県、市町村、事業者の役割についてのあり方が示されました。

介護人材は2025年には約253万人が必要と推計されており、今後も多くの人材を確保していく必要があります。そのためには、学卒就職者やハローワーク、福祉人材センターなどを通じて、新たに入職してくる者を確保・増加させるとともに、他業種に流出せず、介護分野に定着するように取り組むことが重要であります。

1、介護業界のイメージアップや学童期から介護についての教育、介護職員の専門性に対する社会的認知度のアップ等社会的評価向上の推進、多様な人材が就労できるよう視野を広げる取り組みなどが参入の促進であります。

また、2、研修の受講支援や法人の枠を超えた人事交流の推進などのステップアップを促すキャリアパスの確立。

3、介護職員の負担軽減のための介護ロボットの開発促進、福祉用具の活用やICTを活用した情報連携の推進、業務の効率化などの職場環境の整備・改善。

4、処遇の改善。

の以上四つの視点から、事業者等と連携して、国・都道府県・市町村が役割分担し、それぞれ積極的に取り組むべきであると思います。特に、県との連携は密にして取り組む必要があります。三郷町における人材確保、育成、定着に向けての取り組みと現状についてお伺いします。

議長（山田勝男） 大西住民福祉部長。

住民福祉部長（大西孝浩）（登壇） それでは、深木議員の1問目のご質問にお答えをさせていただきます。

国は要介護状態になっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるように、地域包括ケアシステムの構築の実現を進めています。この地域包括ケアシステムの構築のために、重要な基盤である介護人材について、厚生労働省から、平成37年には介護人材の需要数は253万人になる一方、供

給数は215万人と約38万人不足する報告が出され、全国的に介護人材不足が深刻化することが改めて浮き彫りになりました。

その現状を踏まえ、国においては、人材不足の原因の一つである賃金の問題について、他職種との賃金格差を縮め、介護における雇用を安定させることを目的として、平成24年から介護報酬に介護職員処遇改善加算の項目が加えられました。そのことを受け、町といたしましては、その内容をホームページで周知し、申請の窓口となったことにより、現在、町内全ての介護事業所で処遇改善加算を受けておられます。

また、介護従事者の負担軽減を図り、介護人材を確保するため、平成27年度に介護ロボットを介護事業所や介護施設が導入する際の費用を助成する介護ロボット等導入支援特別事業が実施され、この内容につきましても、地域密着型サービスの事業所へ情報提供を行い、五つの事業所が介護ロボットを導入されております。

こうして町といたしましては、今後も引き続き町内の介護事業所などの人材確保のため、国や県の行う事業や制度の情報を発信するとともに、行政のできる範囲においてサポートを行ってまいりたいと考えております。

なお、平成29年度から始まりました総合事業におきましては、緩和された基準により、市町村が行う研修を受講された方が生活援助のサービスを提供できることとなり、現在、3名の方がその研修を受講されております。

以上でございます。

議長（山田勝男） 1問目の質問は終了しました。

続きまして、2問目の質問に移ります。

9番、深木健宏議員。

9番（深木健宏）（登壇） いろいろと取り組みの多い中で、真剣に取り組んでいただけますことに敬意を表したいと思います。

それでは、2問目の質問に移らせていただきます。新たな交付金について、いわゆるインセンティブ交付金でございます。

介護保険法では、地域包括ケアシステムの深化・推進として、実質評価に応じて新たな交付金、インセンティブ交付金を出すという制度がございます。保険者機能の強化に向けて、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する取り組み、厚生労働省は都道府県や市町村の取り組みを評価する際の指標を正式に決めておりま

す。訪問介護の生活援助を非常に多く位置づけたケアプランをケアマネジャーに届けてもらい、地域ケア会議などで、よりよいアプローチがないか、個別に検証していくということでございます。

昨年10月から実施するこの見直しを念頭に、検証の実態体制を整えているか否か、市町村の指標に新たに加えているかどうかを確認するということです。施策をうまく機能させて、給付費の適正化につなげたいという思惑があります。頑張ったところに報われる仕掛けを制度に取り込むことが狙いでございます。前向きに努力したり、成果を上げたりした自治体にリターンして、より多くの交付金を支払う。生活援助を多く入れたケアプランを検証する体制は、先ほど申し上げた、高齢者の自立支援、重度化防止等にかかわらず、社会資源の脆弱さなどから適正化の取り組みも困難な市町村もあるという、インセンティブを付与の要件に対して、いわゆるインセンティブというのは報奨金みたいなものですね。要件に対して、客観的に指標、またフレイル等も評価されるのか、三郷町での成果も含め、現状をお知らせください。

議長（山田勝男） 大西住民福祉部長。

住民福祉部長（大西孝浩）（登壇） それでは、深木議員の2問目のご質問にお答えをさせていただきます。

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が平成29年5月に成立し、その中で新たに保険者機能強化推進交付金、いわゆるインセンティブ交付金が導入されました。この交付金は、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能を強化することを目的とされたもので、できるだけ要支援、要介護状態にならないように、また、要支援、要介護状態になっても重度化しないような取り組みを強化するため、自治体ごとに国のつくった指標で採点し、高得点の自治体がより多くの交付金を配分されるといった仕組みとなっております。

具体的な指標につきましては、保険者独自の地域密着型サービスを実施しているか。地域包括支援センターと協議して、ケアマネジャー対象の研修会、事例検討会を計画しているか。また、地域の医療・介護関係者で在宅医療・介護連携の課題を検討し、対応策を立てているかなどのプロセス指標が59項目、そして、要介護度の改善度合いはどの程度かといったアウトカム指標が2項目とされ、各項目に10点または5点の評価点が設定されており、その評価点の合計をもとに、国の示す算定方法により、交付金が決定されます。

この交付金の活用につきましては、地域支援事業、保健福祉事業など、高齢者の自立支援・重度化防止にと幅広い事業に充当することとされております。

議員のご質問にあります平成30年度の本町の交付額につきましては、339万円となり、評価点は奈良県平均325.33点のところ、416点で評価され、その活用については、地域支援事業における一般介護予防事業のスッキリ教室に係る費用に充当いたしたいと考えております。

また、客観的な指標にということではありますが、さきに具体的な指標を申し上げたとおり、さまざまな取り組みの達成状況を評価できるよう、客観的な指標となっております。また、フレイル健診等が評価されているかについては、介護予防として行っている事業は評価対象となっており、本町の行うフレイル健診は介護予防事業の一環として行っておりますので、評価の対象となっております。

以上でございます。

議長（山田勝男） 2問目の質問は終了しました。

9番、深木健宏議員の質問は、以上をもって終結します。

それでは、8番、辰己圭一議員。

8番（辰己圭一）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきましたので、議席番号8番、辰己圭一、通告書をもとに今期最後の一般質問をさせていただきます。

三郷町ウォーターパーク屋外プールの夏期以外の有効活用について（オフシーズンに、釣り堀として活用できないか？）ということ質問をさせていただきます。

夏のプールは子ども達にとって学びと遊びの場で、なくてはならない場所だと思います。しかし、夏場に限られていて、年間の半分以上が利用されていないのが現状でございます。そこで、お伺いします。この三郷町でオフシーズンに屋外プールを釣り堀として有効活用できないか、ぜひ可能性を探っていただきたいと思うのですが。ある自治体ではプール釣り堀を運営されているところがありますが、例に挙げますと、埼玉県ではかなり盛んで4か所の県営プールで釣り堀をされています。ふだんの釣り堀に加えて、釣り大会を毎年実施されておりますけれども、また、ほかに栃木市の総合運動公園の市営プールや、新聞にも載っていましたが、昨年に開業された大阪府営の服部緑地のほうのウォーターランドなどがあります。

この釣り堀、どういったものかと簡単にいいますと、食用のニジマスやイワナ、

アマゴなどをプールに放流して、それをルアーや餌などで釣り上げるもので、その場で焼いて食べることも可能ですし、持ち帰って食べることもできます。もちろんボランティアのスタッフの方がおられて、貸しさを借りて、釣り方など、手とり足とり教えてもらえます。

このプールの釣り堀はメリットがたくさんありまして、一つは足場がよく、水深も浅いため、川や海などと比べても事故の危険性が低く、初心者の方でも釣りやすいので、お父さん、お母さんを問わず、親子で楽しめて、高齢者の方も集える、世代間の交流の場所ができます。また、子ども達にとっては、魚釣りを通して環境や命の大切さなど、学習の場にもなります。この魚釣りには不思議な力があるといいましょうか、釣りをされた経験のある方はわかると思うのですが、大人も子どもも関係なく、初対面でも共通の釣りの話題で会話ができる仲よくなれたりします。

それから、日本さかな検定協会のアンケート調査によりますと、釣り経験がある子どもは自然環境や生き物の命の大切さ、そして、ごみ問題などについて、これは実に8割以上の家庭でこういった問題について会話をするという結果が出ております。また、それと同時に、子どもに釣りを体験させたいけども機会がないというお母さんの声も多くて、いきなり川や海に行って釣りをするにはハードルが高いようで、経験もなく、時間的に厳しいという声もあります。

そんな中で、時間もお金もかけてわざわざ遠方に出かけなくても、気軽に地元で楽しめる。子ども達が安全・安心に遊べる。そんな場所が三郷町に新たにできれば、すごいことだなと思います。

また、プールサイドでのどか村の野菜を販売して、例えばですけども、釣った魚と一緒にバーベキューをするのもよし、農業委員会の黒豆ジェラートや黒豆うどん、黒豆コロッケなど、宣伝も兼ねて販売するのもいいんじゃないかなと思います。

プール釣り堀の利用者がふえれば、当然それだけ収益もアップしますし、三郷町の魅力もさらにアップするのではないのでしょうか。ぜひ実現に向けて真剣にご検討していただきたいのですが、町はどのように考えておられるのか、お聞かせください。よろしく申し上げます。

議長（山田勝男） 渡瀬教育部長。

教育部長（渡瀬充規）（登壇） それでは、辰己議員のご質問にお答えさせていただきます

ます。

本町ウォーターパーク屋外プールの夏季以外での有効活用として、釣り堀として活用してはどうかというご質問であります。議員おっしゃるように、さいたま水上公園、栃木フィッシングフィールド、服部緑地ウォーターランドフィッシングパークなどが営業されており、それ以外の施設の状況も新聞等で報道されております。

さて、ウォーターパークの運営につきましては、本年度から5年間、株式会社翔成に指定管理業務を委託しているところではございますけれども、株式会社翔成でも以前からプールでの釣り堀に関心を持ち、東京都のとしまえんフィッシングエリアへ直接伺い、情報収集を行いました。その際、初期投資として、酸素や流れをつくる装置、水車やさお、リール、ルアー、網、椅子などのレンタル品に加えまして、魚の購入に約1,000万円程度の費用を要するというものであります。また、都内にある当施設でも平日40人程度の利用者しかなく、当町でどこまでの集客が見込めるかわからないことから、最終的には断念した経緯がございます。

今回、議員のご質問を受け、教育委員会としても、先ほどの各施設の情報収集を行いました。同程度の初期投資費用を要すること、また、東京都品川区や兵庫県姫路市では想定より来客数が少なく、閉園した事例もありました。さらに、釣り堀営業開始前には夏季営業終了後に塩素が入っている水を抜いて、洗浄後、そして水をためることが必要となることや、また、逆にプール営業を再開する前には、釣り針の回収や今以上に洗浄、消毒を行うなどの作業が必要となるだけでなく、衛生面におきましても、冬季に釣り堀であったプールで泳ぐことに抵抗を感じられる方がいらっしゃることも予想されます。

しかしながら、現在、三郷町では今年度より公会計PRE推進プロジェクトとして、三郷町所有の土地、施設を民間事業者に使っていただき、収入を得るよう調査・検討を行っているところでもあり、議員ご提案でありますプール釣り堀は施設の活用策として選択肢の一つになると思えますので、今後、ウォーターパークの屋外プールに来場された方の声や、ウォーターパークのホームページなどでニーズ調査を行うなど、慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（山田勝男） 再質問を許します。

8 番（辰己圭一）（登壇） ありがとうございます。

ただいま渡瀬部長から答弁をいただきましたが、難しいけど考えるわというように感じでもよろしいのでしょうか。確かに問題点は幾つかあると思うんですけども、実は僕も実際にプール釣り堀をされているところに数か所、電話ですけども、問い合わせをさせていただきまして、一つは先ほどおっしゃいましたように、埼玉県しらこぼと公園の県営プールにお問い合わせをさせていただきました。埼玉県では、先ほど渡瀬部長の話にもありましたけども、埼玉県はかなり力を入れていまして、親子釣り教室や釣り大会も開催されたりしていますけども、このしらこぼと公園だけで毎年6か月限定で来場者が、私が聞いたところは2万5,000人以上来られているということで、売り上げ云々というのは、もうかっているかというたら微妙な話もされていましたが。

夏季シーズン前のプールの清掃はどうされているのかということをお聞きしたところ、例えば、もし釣り針が落ちていたらどうするのか、それに対して向こうの答えというのは、マグネット付の専用の道具があって、これを専門業者に依頼しているので問題はないという回答を受けました。また、排水とつながっているろ過器はしっかりと目皿をしているので、その辺についても大丈夫ということもおっしゃられていましたけども。

もう1か所お聞きしたのが、大阪府営の服部緑地にありますウォーターランドにお話を聞きました。ここはちょっと特殊で、皆さんご存じかどうかかわからないんですけども、釣り糸のメーカーのゴーセンという会社が委託を受けておりまして、どういった目的で運営されているかというのをお聞きしたところ、釣りの糸のメーカーなので、釣りの振興を目指して運営をされているようです。ここも採算がとれているのかと聞いたら、とんとんらしいです。それが目的じゃないということ。

去年の12月に服部緑地のウォーターランドはプールフィッシングを開催されたんですけども、ちょっとびっくりした話があって、既に数か所の自治体からオファーが来ているようで、大阪では吹田市さんが手を挙げてはるらしくて、奈良県では香芝市が問い合わせをして手を挙げております。私も負けじと、三郷町はいいところで何やかんやと10分ぐらい話をしていますと、そこまでおっしゃるのであれば、一度視察に行きますよということをお約束してもらったんですけども、ただ、肝心の三郷町さんが本当にプール釣り堀をやるのかやらないのか、当然な

話ですけども、そう言われました。それはそうですよね。私1人が言っても仕方ないことなので。

ここで再度お聞きしたいんですけども、一度町民の皆さんに何かの形で、広報でもいいですけども、アンケートをとって見たらどうかなと思います。私がこの場で質問、提案をして、それに対して検討してもらったり、もしくは、やっぱりやりませんというようなことでは何かもったいないような気がするので、それについてどう思われるか、お答えいただけたらなと思います。

議長（山田勝男） 渡瀬教育部長。

教育部長（渡瀬充規）（登壇） 辰己議員の再質問にお答えさせていただきます。

今、辰己議員がおっしゃったように、アンケート調査、先ほども答弁させてもらいましたけども、やるにはいろんな人の声をお聞きしたいので、当然アンケート等を実施しなければいけないと考えております。ですので、この夏、ウォータパーク屋外プールを開業しまして、その際に一度、皆さんのお声を、考えをお聞き願って、それから慎重に検討してまいりたいので、まだこの場で実際にやる気があるのかとか、そういうことを聞かれても、私のほうから、まだその辺をお答えできないことをご理解願いたいと思います。

以上でございます。

議長（山田勝男） 再々質問を許します。

8番（辰己圭一）（登壇） 渡瀬部長、ありがとうございました。

何もこの場で決めてくれというのは言うてないんですけども、ぜひ、そやけどプール釣り堀の実現に向けて、本気でご検討のほう、よろしくお願ひしたいと思います。また、先ほどおっしゃっていただきました、アンケートのほうも重ねてお願ひをしておきます。よろしくお願ひします。

最後になりますけども、私は三郷町の発展のため、そして若い力で魅力ある三郷町を目指して、来月結果を出して、再度この議場に立てるよう頑張りたいと思います。

以上で私からの質問を終わります。ありがとうございました。

議長（山田勝男） 8番、辰己圭一議員の質問は、以上をもって終結します。

それでは、7番、木谷慎一郎議員。

7番（木谷慎一郎）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきまして、私からは保育士の確保のための取り組みについてということで質問をさせていただきます。

保育園のいわゆる待機児童問題が世間に意識される強烈なきっかけとなった「保育園落ちた、日本死ね」問題が平成28年2月に起こって、もう3年、膨らむ保育需要のもと、待機児童がなかなか解消できずに苦しむ都心の自治体を横目に、三郷町は待機児童ゼロを続けてきましたが、来年度は三郷町においても待機児童が生ずる可能性が非常に高まっている状況と聞いております。

そのため、町も小規模保育事業者等の公募を始めるなど、保育所の拡充に力を入れていますが、課題は施設面の不足だけではなく、保育士の不足がとりわけ深刻になっているといいます。他の自治体でも施設のキャパシティとしてはまだ余裕を持ちながら、保育士が確保できないために、定員を削減する園があるなど、保育士の不足は深刻で、対応は焦眉の急とされています。

先日も大阪市が新規採用の保育士にUSJ、ユニバーサル・スタジオ・ジャパンの年間パスポート購入費相当額を給付するという事業を始めるとの報道がありました。明石市は、待機児童数が全国1位となったこともあったこともあり、採用後、7年間で最大150万円を支給するなど積極的です。

今後、保育無償化によって保育需要が高まることから、保育士の確保はさらに困難となる見込みです。保育士の方に三郷町の保育所での勤務に魅力を感じてもらえる手段を早急に講じる必要があります。三郷町の保育士確保のために、これまでどのような活動をされてきたのか、そして、これからどのようにされるのか、町の見解をお聞きいたします。

議長（山田勝男） 窪こども未来創造部長。

こども未来創造部長（窪 順司）（登壇） それでは、木谷議員のご質問にお答えをさせていただきます。

朝の南議員さんとの回答と重複いたしますけれども、待機児童の対策につきましては同様の回答となりますが、木谷議員のご質問は保育士の確保についてということでございますので、その点について、もう少し詳細に回答したいと思います。

保育士の確保は町内外の各園におきましても大変深刻な問題となっており、西部保育園におきましても同様であることから、その対策に努めているところです。

具体的には、平成28年度より、正規採用職員の年齢制限の引き上げを行うとともに、常勤臨時職員の賃金について、近隣の市や町を調査したところ、本町はほかの市や町に比べ、低い状況となっており、応募者はどうしても賃金の高い市

や町へ人材が流出していく傾向です。このため、常勤臨時職員の賃金について、平成31年度から現行の17万5,800円から1万100円引き上げ、18万5,900円といたしました。一方、保育士の求人につきましては、ハローワークや町ホームページ等で職員募集をしておりましたが、さらに保育士資格を持っている方の掘り起こしを行うため、本年1月に奈良県主催でイオンモール大和郡山店において、保育のお仕事就職応援フェアがあり、西部保育園のブースを開設して、保育士への就職に関する個別面談や相談を行ったところです。

そして、その経験を生かし、三郷町独自でも求人イベントを企画し、近隣の大型スーパー等の商業施設に交渉を重ね、結果、集客が多い土曜、日曜に売り場の一部をお借りすることができ、保育士の確保に努めているところです。また、今後は保育士の新規採用者に対する特典として、大阪市のような奇抜なアイデアをヒントに、例えば三郷町の体験スポットで人気のあるバンジージャンプ無料体験や信貴山のどか村のバーベキューセット券、あるいは保育士資格に対する資格取得の一部助成などの就職奨励制度の検討を行いながら、一人でも多くの保育士の確保をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（山田勝男） 再質問を許します。

7番（木谷慎一郎）（登壇） お答えをいただきました。ありがとうございます。

USJの年間パスポートの件は、あくまで最近の話題ということを出させていただいたもので、まさかバンジージャンプにつながるかということは思ってもおりませんで、すごく夢のある話だなと思いました。

質問といたしましては、今まで求人フェアを近隣の商業施設で行われたということですが、その成果とといいますか、手応えをまたお聞かせいただければなと思いますのと、これから定期的開催されるのか、今後の予定も含めてお聞きしたいと思います。

あと、そこともう一つなんですけども、昨年10月野村総研が発表しました、全国の保育士資格を持つ20代から59歳の女性7,200人から意見を聞いたアンケートの結果というのがあります。その結果、保育士資格を持つ女性のうち、3分の2は現在保育士として働いていない、いわゆる潜在保育士の方であり、その3分の2のうちのさらに過半数の56%の方が現在就労をされていない状況であるということが判明しております。そういうところから言えば、掘り起こしの

余地がまだかなりあるというふうに考えられます。

そのような潜在保育士の方が今後保育職へ復帰をするに当たり、重視することはといえばというアンケートに対しては、仕事の責任にふさわしい給与の額と、勤務時間や勤務日数などにつき柔軟性のある働き方ができる環境がほしいという答えが多かったと結んでおられました。

これは平成25年に厚生労働省職業安定局が行いました、保育士資格を有しながら保育士としての就職を希望しない求職者に対する意識調査という調査の結果にも合致したもので、一言で言えば、処遇改善が必要、具体的には賃金のさらなる向上はもちろん、3時間勤務保育士など、柔軟な働き方をする方をふやせる職場環境づくりが重要です。

この柔軟な働き方の実現は、ただ保育士確保だけの課題ではなくて、働く方の置かれた個々の事情に応じて多様な働き方を選択できる社会の実現を目指して政府が進めている、いわゆる働き方改革の目指すところでもありますので、ぜひ推進をしていただきたいと思います。

そのほか、町独自で、空き家のときにされたような、空き家バンクのような、保育士の有資格者の登録制度があってもよいかもしれません。あと、長期的に言えば、保育士の育成も重要で、先ほど触れていただきましたけども、奨学金制度を検討する必要があるかもということ。あと、奈良学園大学が三郷町内にあるのですけれども、こちらも保育士資格を取得できる学部をお持ちですので、こちら、人間教育学部と協力をして、町内で働いていただける保育士の育成をご検討いただけましたら、三郷町ならではの対策というふうに考えられるかなと思います。

本来であれば、このような地域で保育士をとり合うような構図になるのは望ましいものではなくて、国全体でさらなる保育士の処遇改善に取り組んでいただければと思うのですけれども、それまでの間であっても、三郷町内で決して待機児童を出さないという決意で、今後ともさまざまな対策をご検討いただきたいと思っています。

ということで、質問といたしましては、相談会の結果、手応え、そして今後の予定というところと、さまざまな対策をどの程度考えていただけるかという、ざっくりしたところで結構ですので、お答えいただければと思います。

以上です。

議長（山田勝男） 窪こども未来創造部長。

こども未来創造部長（窪 順司）（登壇） 木谷議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、大型スーパー等の求人活動の手応えでございますけれども、やはり求人の方が、住民さん等々がお見えになって、まずおっしゃられるのは、賃金はこれくらいですかということで、やはりお金が一番、相手さんといたしますと興味があるところだということでございます。うちのほうの状況等々を申しますと、うちの場合は月給というのがありますのと、常勤の場合ですと賞与がありますので、賞与等々のお話をさせてもらいますと、それはすごいですねというようなことでお答えをいただいて、今回の就職フェアでも、今まで都合5回ほどさせていただいたんですけども、数名の方は連絡をいただいたり、今、検討していただいております。近々にはまた面接の予定をしておりますので、そんな形で人材の確保はしてまいりたいなということで思っておりますのと。

今回、近隣のスーパーにいろいろお願いをして、させていただいたんですけども、またその状況に応じて、もう一度お伺いしてもよろしいですか、協力をしてもらえますかということでお尋ねしたところ、いつでもどうぞということで、本当にいい返事をいただきまして、私達もうれしく思っております。ですから、今回の募集状況を見まして、不足するようであれば、また再三お伺いさせていただきますと、求人活動のほうはしてまいりたいと思っております。

それと、人材バンク等々のご意見もありました。今、そういった部分も検討をちょうどしておりますと、やはり人材が不足しているところについては、何らかの形で、言い方は大変悪いかわかりませんが、キープをできるような形では必要かなというところは思っておりますのと、一番最後におっしゃっていただきました、やはり三郷町には奈良学園大学があります。おっしゃっていただきましたように、来春からはまた新卒の方が、そういった保育の資格をお持ちの方がおられますので、そういった方についてのアプローチも町と大学のほうと連携をしながら、いい人材を三郷町のほうに回していただきますように、今後も連携をしてまいりたいと思っておる次第でございます。

以上でございます。

議長（山田勝男） 7番、木谷慎一郎議員の質問は、以上をもって終結いたします。

これをもって一般質問を終結します。

これで、本日の日程は全部終了しました。

明日から各委員会で審査を願うわけですが、各位にはよろしく願い
いたします。

本日は、これで散会します。ご苦労さまでした。

散 会

午後 3時50分